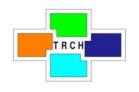
#### 【令和4年度 四国管内地域包括ケア等推進関係省庁連絡会 資料3-1 高松矯正管区】

四国管内地域包括ケア等推進関係省庁連絡会

令和4年9月15日(木)



# 再犯防止施策と高齢受刑者の現状について







高松矯正管区更生支援企画課

# 高松矯正管区と四国4県の矯正施設(刑務所・少年院・少年鑑別所など)





高松矯正管区は、刑務所や少年院などの適切な運営管理を図るために、全国8か所に設置された法務省の機関のひとつです。

四国4県には、刑務所(本所) が4施設あるほか、刑務支所1施 設、拘置支所5施設、泊り込み作 業場(大井造船作業場)1施設が あります。

また、少年院3施設、少年鑑別 所4施設があり、当管区は、これ ら合わせて管内合計18施設を管 轄し、施設の運営全般にわたって 指導監督することを主な業務とし ています。

# 高松矯正管区 更生支援企画課の役割



# 更生支援企画課の担当業務



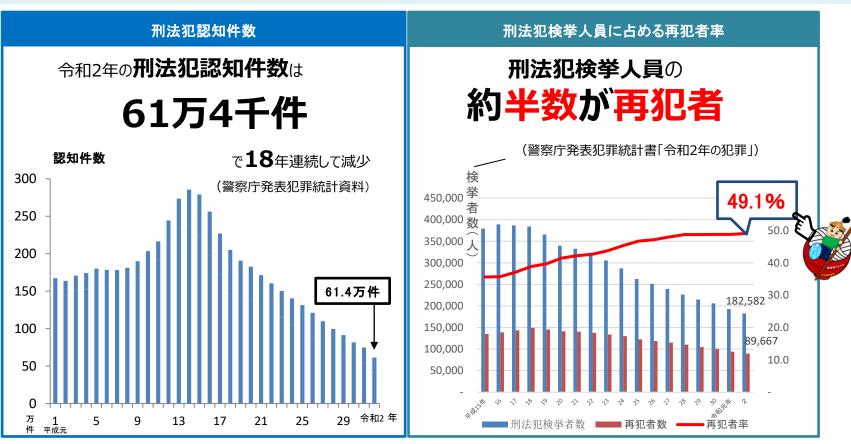
→被収容者の更生支援に関する企画・調整に関すること 四国4県の矯正施設⇔関係機関・地方公共団体の間の総合調整窓口

なかでも

- 1 地方公共団体をはじめとする地域との連携強化に係ること
- 2 関係省庁・民間団体(協力者)との連携 ※特に農福連携、居住支援に係ること

ほかにも…社会復帰支援に係る関係団体との関係構築、 再犯防止に関わる広報 などに取り組んでいます。

# 刑法犯認知件数と再犯者数(再犯者率)の関係



- ▶ 犯罪を減らすためには再犯者に対して特に対策が必要
  - →国·地方公共団体・民間団体等が<mark>連携</mark>して取り組む<mark>体制</mark>の整備

# 刑法犯 検挙人員(年齢層別)



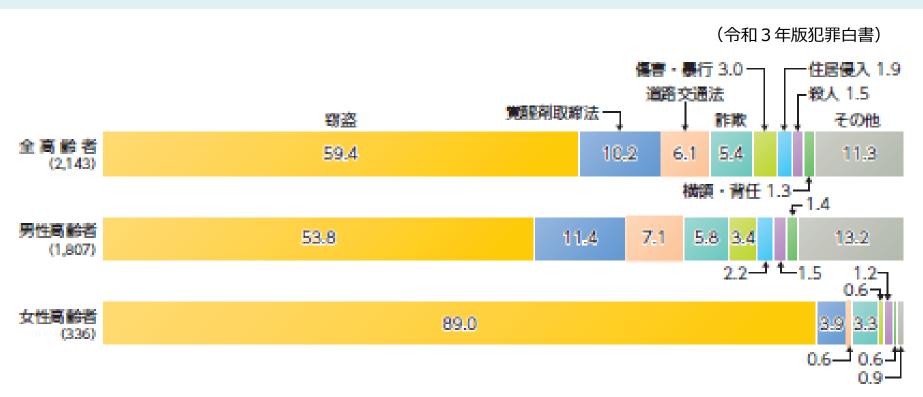
- ▶ 検挙人員は減少傾向にあるが、高齢者(65歳以上)の検挙人員は高止まり
  - → これにより、検挙人員に占める高齢者の割合(高齢者率)は上昇傾向
  - ➡ 高齢者率(総数):平成13年(6.2%) ➡ 令和2年(22.8%) 16.6pt上昇
  - → 高齢者率(女性):平成13年(10.0%) → 令和2年(34.1%) 24.1pt上昇

# 入所受刑者の人員(年齢層別)



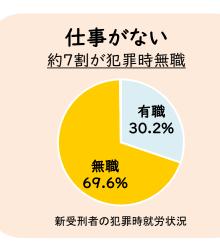
- ▶ 高齢入所受刑者の人員は増加傾向 平成13年(1026人) → 令和2年(2143人) 約2.1倍増
- ▶ 高齢者率は上昇傾向 平成13年(3.6%) → 令和2年(12.9%) 9.3pt上昇

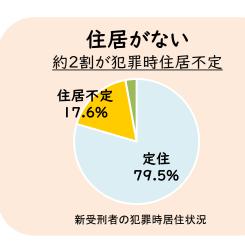
# 高齢入所受刑者の罪名別構成比(男女別)

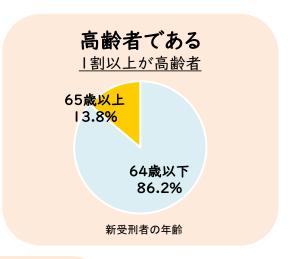


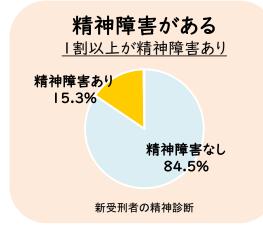
- ▶ 男女とも、高齢者は窃盗の割合が高い
  - → 特に、女性高齢者は約9割が窃盗(そのうち8割が万引き)

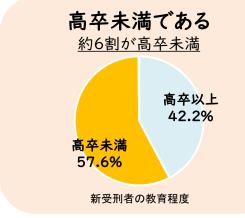
# 再犯防止の課題~「生きづらさ」という問題













(出典:令和3年矯正統計年報)

# 地域に戻っても



# 関係機関の連携不足、 前科があること等により、 地域において孤立⇒再犯



# 刑事司法だけでは対応が難しい課題

地域社会での継続的な支援が必要(地域包括ケアの視点)

#### 【刑務所等での指導・支援】

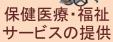
- 〇作業・職業訓練
- 〇性犯罪、薬物などの指導
- 〇福祉等へつなぐための支援













住居の確保



修学の支援

# 再犯防止に向けた国の取組

- ▶ 平成28年12月「**再犯の防止等の推進に関する法律**」施行
- ▶ 平成29年12月「再犯防止推進計画」閣議決定

再犯防止推進計画とは・・・
H30年度~R4年度の
5年間の計画を定めたもの。
7つの重点課題の下に
115の具体的な施策を定め、
その実施により

「世界一安全な日本」を目指す。

①就労・住居の確保等

7つの 重点課題です

- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥地方公共団体との連携強化
- ⑦関係機関の人的・物的体制の整備等
- ▶ 令和元年12月「再犯防止推進計画加速化プラン」犯罪対策閣僚会議決定

3

再犯防止施策の中で より重点的に取り組むべき 3つの課題 に係る取組を加速させるもの 満期釈放者対策の充実強化

地方公共団体との連携強化の推進

# 農福連携の推進に向けた矯正の取組①



# ☑ 農福連携とは?

障害や生きづらさを持つ人たちが働く場を農業分野で作ろうとする取組 厚生労働省、農林水産省を中心に国として推進

矯正においては、 犯罪・非行をした者も農福連携の対象者として位置付けられています。

## 再犯防止推進計画では ソーシャルビジネスとの連携【施策番号23】

「法務省は、障害者雇用における農福連携の取組等を参考に、厚生労働省、農林水産省及び経 済産業省の協力を得て、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援、ニート等の若者支援と いった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等に、犯罪をした者等の雇用を働き掛け るなど、ソーシャルビジネスとの連携を推進する。」

# 農福連携等推進ビジョンでは(令和元年6月4日農福連携会議)

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづら さを感じている者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者 の立ち直りに向けた取組の推進(農福連携等推進ビジョン(概要)より抜粋)

# 農福連携の推進に向けた矯正の取組②

# 本年度の取組

- ・矯正施設職員の「農福連携」や「就農」についての理解促進
- ・矯正施設と近隣ソーシャル・ファームなどとの関係構築



# ★「農福連携意見交換会等」の実施

・矯正施設、農福連携を推進しているソーシャル・ファーム、農政局をはじめとする関係機関に参集 いただき施設見学や意見交換会を実施するもの



高松矯正管区内で実施が予定されている刑務所・少年院

徳島刑、高松刑、松山刑、西条刑支、高知刑、四国少

## ★これまでの取組

- ・国機関、地方自治体関係部署、関係機関への広報・関係構築
  - ➡ 中国四国農政局·各県拠点への訪問·広報を実施
- ・「農福連携に取り組むソーシャル・ファーム」との意見交換など



↑四国少年院における農業指導の様子

# 就業能力・知的能力に制約のある刑務所出所者等の社会復帰を図る上での課題

矯正で取組を進める際の課題

# 福祉的就労に関するノウハウや連携先の構築

一般就労と福祉的支援の狭間にある者の特性に着目した指導のノウハウや社会内の支援機関等との関係構築を図る

# 農業・福祉で受け入れる際の課題

# 犯罪・非行をした者の受入れへの不安

- 触法障害者に対応するノウハウが必要
- 地域や他の利用者の理解が必要
- 公的機関による継続的な援助が必要



在所中から社会復帰後の自立に向けた継続的な支援に向けて **矯正と農業・福祉の双方が抱える課題(ギャップ)を解消していく必要** 

# 居住支援の推進に向けた矯正の取組①

居住支援(新たな住宅セーフティネット制度など)とは?

住宅確保要配慮者とされる方々の住居の確保のため、民営アパートや居住 支援法人を活用し、対象者及び大家等に対する支援を行う取組。

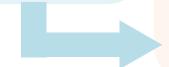
住宅確保要配慮者の中には、「矯正施設退所者」も含まれています。

改正住宅セーフ ティネット法に規 定されています。



- ・ 出所者であるという理由で入居が断られる
- ・身元保証人がおらず、賃貸借契約ができない
- ・ 入居中の大家や周辺住民とのトラブル
- ・ (特に高齢・単身)孤独死などの際の退去費用





# 居住支援法人や協力大家

- 入居のサポート
- ・ 入居後~退去時までの大家・対象者へのサポート(例:目空以去採りおませる)

(例:見守り支援、相談支援など)



# 居住支援の推進に向けた矯正の取組②

# 高松矯正管区内におけるこれまでの取組

→各関係機関(各県の住宅関係部局、居住支援協議会事務局)との関係構築

## 「居住支援協議会」への参加

- ① 矯正と居住支援法人の関係構築を図ること
- ② 矯正施設職員が居住支援について知る機会を持つこと
- ③ 居住支援法人へ矯正施設内における再犯防止の取組を広報すること



東みよし町居住支援協議会	東みよし町社会福祉協議会主催、徳島県県土整備部住宅課、東みよ
(徳島県東みよし町)	し町福祉課、司法書士等が参加 ➡ 再犯防止(居住支援)を説明
高知県居住支援協議会	高知県立大教授、高知県土木部住宅課、高知県宅建協会、NPO法人
(高知県)	(居住支援法人)等が参加 ➡ 再犯防止(居住支援)を説明
愛媛県居住支援協議会 (愛媛県)	愛媛県土木部建築住宅課、愛媛県内の市町村関係課、愛媛県宅建協会、居住支援団体等が参加 ➡ 再犯防止(居住支援)を説明
各NPO法人	四国内にある居住支援法人等に適宜、訪問し意見交換等を実施
(居住支援団体)	「NPO法人はすのは」、「NPO法人空き家コミュニティ」 ほか

# おわりに

◎犯罪の繰り返しを防ぐためには、 地域社会における「息の長い」支援が不可欠です。



◎刑務所出所者等の中にも支援対象者がいることを知っていただき、 関係省庁の皆様と連携して、当管区・管内矯正施設は再犯防止に 取り組んでいきたいと考えております。

矯正

×

再犯防止施策

= 安全で安心な社会の実現!



#### 【令和4年度 四国管内地域包括ケア等推進関係省庁連絡会 資料3-2 四国地方更生保護委員会】

# 四国管内地域包括ケア等推進関係省庁連絡会資料

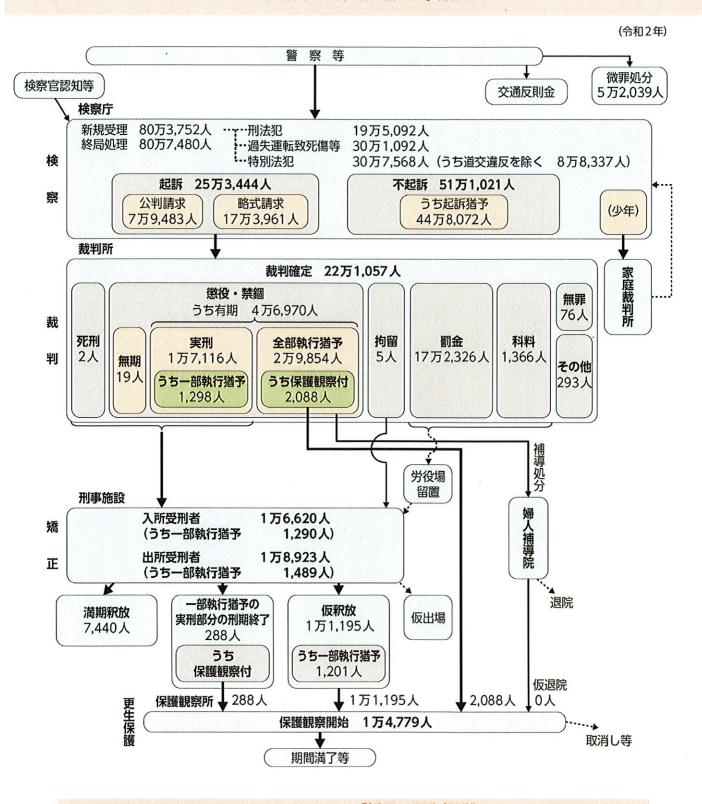
四国地方更生保護委員会

- 1 更生保護~刑事政策における位置づけ
- 2 犯罪者処遇の概要
- 3 再犯防止推進計画
- 4 再犯防止推進計画加速化プラン
- 5 高齢者犯罪の状況

# 更生保護〜刑事政策における位置づけ〜



# 犯罪者処遇の概要



#### [裁判]

#### 裁判確定人員

前年比10.0%減 (最近10年間でおおむね半減) **裁判員裁判** 

第一審判決人員 905人 全部執行猶予者の保護観察率 7.0%(前年比0.2pt低下)

#### [矯正・更生保護]

#### 入所受刑者人員

前年比4.8%減(戦後最少を更新) 刑事施設の年末収容人員(受刑者)

3万9,813人(前年末比4.9%減)

#### 収容率 (既決)

57.7% (前年末比2.9pt低下) 女性は70.4%

#### 仮釈放率

59.2%(前年比0.8pt上昇)

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、 今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

#### 再犯防止推進計画策定の経緯

#### 〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合 48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、 再犯防止対策が必要不可欠

#### 〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

・ 地域社会での総続的支援・・ 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画(案)を取りまとめ

#### 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防 止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、 社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

#### 7つの重点分野と主な施策

#### ① 就労・住居の確保

- ・職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居に おける特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

#### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- 矯正施設からの進学・復学の支援等

#### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- 更生保護サポートセンターの設置の推進
- 更生保護事業の在り方の見直し 等



#### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の 連携の強化
- 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グ ループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代 わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

#### ④ 特性に応じた効果的な指導

- アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等

#### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標(平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等)を確実に達成し、 国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ



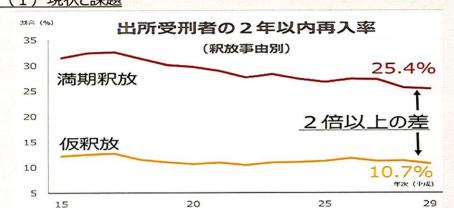
# 再犯防止推進計画加速化プラン

令和元年12月23日 犯罪対策閣僚会議決定

「再犯防止推進計画」(平成29年12月閣議決定、計画期間:平成30年度~令和4年度)に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

#### 1 満期釈放者対策の充実強化

#### (1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者 の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を 確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不 可欠

#### (2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を 2割以上減少

※ 2,726人(直近5年間の平均)
→2.000人以下に減少

- (3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組
  - 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
  - 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

#### 2 地方公共団体との連携強化の推進

#### (1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした 動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地 方公共団体は一部にとどまっている。

#### (2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で 地方計画が策定されるよう支援

※ 策定団体数:22団体(R1.10.1現在)

- (3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組
  - 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
  - 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

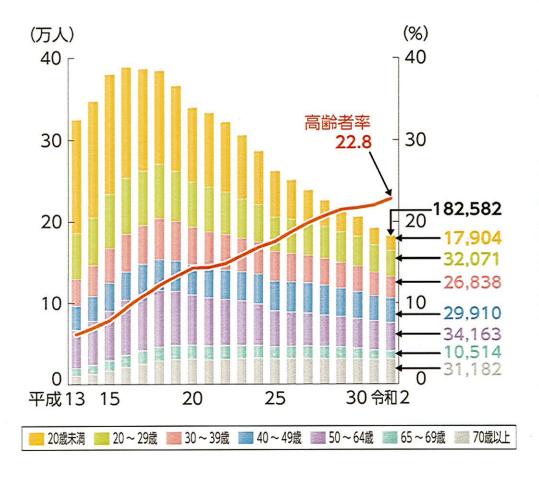
#### 3 民間協力者の活動の促進

#### (1) 現状と課題

- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的 な効果にとどまっていることも少なくない。
- (2) 現状の課題に対応した主な具体的取組
  - 〇 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
  - 〇 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

# 刑法犯検挙人員 (年齢層別)

・高齢者率の推移



# 高齢者犯罪

高齢者の刑法犯検挙人員 平成28年以降減少 令和2年は前年比1.8%減 高齢者率は,ほぼ一貫して上昇 令和2年は前年比0.8pt上昇 74.8%が70歳以上の者

女性高齢者の刑法犯検挙人員 令和2年は1万3,291人 (前年比2.2%減) 高齢者率34.1% 81.5%が70歳以上の者

#### 罪名別

全年齢層に比べて, <mark>窃盗</mark>の割合 が高い 特に, 女性は<mark>約9割が窃盗</mark>(そ の約8割が万引き) 求職者の皆さまへ

# シニア世代のための就職相談窓口

# 「生涯現役支援窓口」のご案内

# 65歳以上の方を、重点的に支援します!

全国300カ所のハローワークに「生涯現役支援窓口」を設け、再就職などを目指 す概ね60歳以上の方を対象に、各種サービスを行っています。

## 「生涯現役支援窓口」の主な特長

# シニア世代の方の採用に意欲的な企業 の求人情報を提供します。

経験豊富なシニア世代の採用に意欲的な企業に対し、ご本人の二-ズに応じた求人開拓を行います。

# 多様な就業ニーズなどに応じた情報 を提供します。

ご本人の就業ニーズなどに応じて、シルバー人材センターをはじめ とする関係機関の相談窓口について情報を提供します。

# 特長

# シニア世代の方に適した、各種ガイ ダンス・職場見学等を実施します。

履歴書、職務経歴書の書き方や面接の受け方、求職活動の方法など に関して、シニア世代の方に適したガイダンスを実施します。 また、就労のきっかけとなる職場見学、職場体験、各種セミナー等 を実施します。

- ◆ ガイダンス、職場見学等は、事前の予約が必要な場合があります。
- ◆「生涯現役支援窓口」の設置場所については、次ページの「生涯現役支援窓口」 を開設しているハローワーク一覧を参照してください。
- ◆ 詳しいご利用時間については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。



# 「生涯現役支援窓口」を開設しているハローワークのご案内

名 称	所 在 地	電話番号
八ローワーク高松	高松市花ノ宮町 2 – 2 – 3	087-869-8609
ハローワーク丸亀	丸亀市中府町1-6-36	0877-21-8609
ハローワーク坂出	坂出市京町 2 – 6 – 2 7 坂出合同庁舎 2 階	0877-46-5545
ハローワーク観音寺	観音寺市坂本町7-8-6	0875-25-4521



令和3年度 高齢者活躍人材確保育成事業 公益社団法人 香川県シルバー人材センター連合会

# 豊かな経験と技能で地域に貢献・・・



# まだまだ元気、心意気はゴールド

# シルバー人材センターの会員が活躍しています。

センターの同好会活動

書道教室/旅行/ゴルフ/カラオケ/手芸教室/ボーリング/フラダンス 折り紙教室/健康体操/里山登山/足もみ/お茶とお花/短歌/紙芝居 小物作り/古着リフォーム etc.



多度津町SC ひだまりの会



もみじの会 仲善広域

# 員の就業状況

# 女性会員の声

健康で明るく、仕事を通じてご一緒 できる会員の方々と、楽しく生きがい を感じながら就業しています。





すべて無料!!

# 掲示板 (令和3年度)

# ■技能講習・就業体験/職場見学のご案内

#### 【技能講習】

- ・介護・家事支援
- 学童保育
- ·調理補助
- 清掃スタッフ
- ・ 诰 園 (植栽・剪定)
- ・事務補助 (パソコン)

### • 刈払機取扱

- 介護送迎運転者

#### 【就業体験】

- 襖/障子張
- ・果樹農園収穫

#### 【職場見学】

- 学童保育
- 清掃関連

講習及び体験/見学の日程及び申込方法はハローワークや 最寄りのシルバー人材センターに備え付けのパンフレット または連合会へ電話でお問い合わせください。

# 植松おさみ氏による シニアライフセミナ

「元気の秘訣、地域で活躍!」 高松市・丸亀市で9月~10月開催予定 女性向けヤミナ

高松市・丸亀市で開催予定

参加申し込みはお電話で!!

高齢者活躍人材確保育成事業

まずはお電話を あなたの"まち"の

お気軽に お問い合わせください



多是是是一个

60歳以上の元気な仲間を

求めています!

事務

販売員

建物管理

家事援助

農業支援

自動車運転

除草·剪定

企業に派遣

シルバーの魅力をもっと知りたい方や 入会をご検討の方は、県内各シルバー 人材センターにぜひお電話ください。

- ☑ 年金以外の収入で余裕を得られます。
- ▼ 都合のいい時間に自分に合った働き方ができます。
- ☑ 適度な仕事は、健康寿命に大きな効果があります。
- ▼ 地元に貢献でき、仲間作りに最適です。



香川県内シルバー人材センター 一覧

(会員数は2月末現在)

公益社団法人 **高松市シルバー人材センター**(会員数 1,611人)

〒760-0004 高松市西宝町一丁目9番20号

TEL.087-831-9410

公益社団法人 **丸亀市シルバー人材センター** (会員数 951人)

〒763-0065 丸亀市塩屋町五丁目6番1号 TEL.0877-23-6215

公益社団法人 **坂出市シルバー人材センター** (会員数 387人

〒762-0002 坂出市入船町一丁目7番18号 TEL.0877-46-1488

公益社団法人 仲善広域シルバー人材センター(善通寺市・まんのう町・琴平町)(会員数 1.045人)

〒765-0053 善通寺市生野町783番地1 TEL.0877-63-1366

公益社団法人 **観音寺市シルバー人材センター**(会員数 350人)

〒768-0072 観音寺市栄町三丁目1番8号 TEL.0875-24-0419

ENTITED A CONCINSION AND AND ASSESSMENT OF THE PARTY OF T

〒761-0901 さぬき市大川町富田西1207番地1 TEL.0879-23-2189

公益社団法人東かがわ市シルバー人材センター(会員数 380人

〒769-2702 東かがわ市松原871番地1 TEL.0879-25-6226

公益社団法人 三豊市シルバー人材センター (会員数 525人)

〒768-0103 三豊市山本町財田西375番地

TEL.0875-63-1244

一般社団法人 **三木町シルバー人材センター** (会員

〒761-0612 木田郡三木町大字氷上370番地1

TEL.087-899-8817

公益社団法人 宇多津町シルバー人材センター (会員数 188人)

〒769-0223 綾歌郡宇多津町2344番地1

TEL.0877-49-2510

公益社団法人 **綾川町シルバー人材センター** (会員数)

〒761-2205 綾歌郡綾川町東分字国弘甲343番地3 もみじ温泉社会福祉センター内 TEL.087-870-9270

公益社団法人 **多度津町シルバー人材センター** (会員数 393人)

〒764-0005 仲多度郡多度津町大通り5番41号

TEL.0877-33-4755

土庄町シルバー人材センター

〒761-4106 小豆郡土庄町甲611番地1 土庄町社会福祉協議会内 TEL.0879-64-5764

小豆島町シルバー人材センター

(会員数 144人)

〒761-4301 小豆郡小豆島町池田2071番地2

TEL.0879-75-2007

直島町シルバー人材センター

(会員数 18人)

〒761-3110 香川郡直島町3694番地1 直島町総合福祉センター内 TEL.087-892-2458

https://www.sjc.ne.jp/kagawa/

香川県シルバー人材センター連合会

検索、



公益社団法人 香川県シルバー人材センター連合会

〒760-0066 高松市福岡町二丁目 2-2 香川県産業会館 5F TEL.087-811-7880 FAX.087-811-7881 E-mail kagawa@sjc.ne.jp - 60代からも輝くワタシ-

あなたにできること きっと見つかる!



# 受講料無料

令和4年 **5**月▶**12**月

# 技能講習、就業体験

女性セミナーのご案内

お仕事体験・見学や講習を受講して シルバー人材センターの会員になって働きませんか?



令和4年度高齢者活躍人材確保育成事業(厚生労働省委託事業)

公益社団法人

香川県シルバー人材センター連合会

〒760-0066 高松市福岡町2丁目2-2 香川県産業会館5F TEL.087-811-7880 FAX.087-811-7881 E-mail kagawa@sjc.ne.jp 香川県シルバー人材センター連合会





https://kagawa-sjc.jp

# 令和4年度高齢者活躍人材確保育成事業 (令和4年5月~令和4年12月)

高齢者活躍人材確保育成事業

高齢者がシルバー人材センターに興味を持ち自信をもって就業できるよう技能講習の受講により必要な知識を身に付け、また就業体験等を通じてシルバー人材センターの就業に理解を深め就業の機会を増やすことを目的とした事業です。

#### 技能講習

開催地	講習名	講習会場	講習期間	実施時間	日数	定員
	空き家管理	ネクスト香川	7/14(木)	9:45~15:30	1	10
高松市	造園(植栽・剪定)	高松市香東川浄化センター	9/6(火)~9/9(金)	9:00~13:00	4	10
	調理補助	高松市木太コミュニティセンター	9/27(火)~9/29(木)	9:15~15:30	3	10
さぬき市	造園(植栽·剪定)	さぬき市寒川農村環境改善センター	10/25(火)~10/28(金)	9:00~13:00	4	10
東かがわ市	空き家管理	東かがわ市シルバー人材センター	8/3(水)	9:45~15:30	1	10
綾川町	介護送迎運転者	NPO法人 明日に架ける橋	7/28(木)・7/29(金)	8:45~17:30	2	8
液川叫	刈払機取扱	綾川町総合運動公園	9/21(水)	8:45~16:30	1	10
坂出市	造園(植栽·剪定)	坂出市勤労福祉センター	10/4(火)~10/7(金)	9:00~13:00	4	10
宇多津町	刈払機取扱	ユープラザうたづ	10/13(木)	8:45~16:30	1	10
丸亀市	学童保育	丸亀市生涯学習センター	6/6(月)~6/8(水)	9:15~15:30	3	10
多度津町	お掃除・整理収納	多度津町シルバー人材センター	6/27(月)~6/30(木)	9:15~12:30	4	10
夕反洋叫	刈払機取扱	多度津町シルバー人材センター	11/7(月)	8:45~16:30	1	10
三豊市	刈払機取扱	三豊市豊中コミュニティセンター	9/2(金)	8:45~16:30	1	10
二豆巾	お掃除・整理収納	三豊市豊中町農村環境改善センター	12/6(火)~12/9(金)	9:15~12:30	4	10
観音寺市	空き家管理	観音寺市東公民館	6/23(木)	9:45~15:30	1	10

# 就業体験・職場見学

開催地	体験·見学名	実施センター名	予定期間(1~2日)	実施時間	日数	定員
丸亀市	見学学童保育	丸亀市シルバー人材センター	6/9(木)~6/16(木)	15:00~16:30	1	5
さぬき市	体験襖·障子張工房	さぬき市シルバー人材センター	10/17(月)~10/27(木)	9:00~15:00	2	5
東かがわ市	体験襖·障子張工房	東かがわ市シルバー人材センター	7/6(水)~7/13(水)	9:00~15:00	2	5
多度津町	体験果樹農園作業	多度津町シルバー人材センター	9/12(月)~9/20(火)	6:00~8:00	1	5

## 女性向けセミナー

開催地	セミナー名	会場	実施予定日	実施時間	日数	定員
高松市	災害に備えた暮らしの整理と収納	香川産業頭脳化センター	8/30(火)	13:30~16:45	1	10
さぬき市	シニア世代を美しく楽しむメイク	さぬき市シルバー人材センター	11/10(木)	13:30~16:45	1	10
東かがわ市	シニア世代を美しく楽しむメイク	東かがわ市シルバー人材センター	11/16(水)	13:30~16:45	1	10
宇多津町	健康いきいき体操	ユープラザうたづ	7/5(火)	13:30~15:15	1	10
丸亀市	災害に備えた暮らしの整理と収納	丸亀市東小川児童センター	10/14(金)	13:30~16:45	1	10
観音寺市	健康いきいき体操	観音寺市東公民館	7/19(火)	13:30~15:15	1	10

※新型コロナウイルス感染症の状況や講師その他の都合により、中止や変更になる場合があります。

※受講申込み期限は、講習開始日の2週間前です。要望が多かった場合、追加実施することがあります。

<sup>※</sup>上記実施時間内には、シルバー人材センターの紹介及び入会案内の時間が含まれます。

受講対象者

●シルバー人材センターへ入会希望する60歳以上の方(令和5年3月31日時点で60歳以上の方)

●新たな分野で活躍を希望するシルバー人材センター会員の方

受講料

無料(講習料・テキスト代は無料。会場までの交通費、昼食代等は受講者のご負担となります)

受講決定

申込順及び申込内容を踏まえ受講者を決定します。実施日の10日前頃に受講の可否を郵送にて通知します。

申込方法

裏面の「申込書」に必要事項を記入し、香川県シルバー人材センター連合会、もしくはお住いの地域のシルバー人材センターへ直接持参、郵送又はFAXのいずれかの方法でお申し込みください。なお、当連合会のHPから「申込書」をダウンロードのうえお申込みいただくこともできます。

#### 技能講習カリキュラム

講習名	日 程	講習内容
	●子育ての基	<b>基礎知識と新しい子育ての技術を習得</b>
┃ ┃ 学童保育	1日目	子ども・子育て家庭の現状、子ども家庭福祉、子どもの発達
于里休月 	2日目	保育の原理、対人援助の価値と倫理、児童虐待と社会的養護
	3日目	学童期の子ども、子どもの障害、子どもと遊び ( <b>入会説明</b> )
	●高齢者向	ナの食事(介護食)の基礎知識と調理技術を習得
調理補助	1日目	エネルギー・塩分コントロール食の調理実習し、健康寿命を延ばす自己管理の方法とは
別の全工出りり	2日目	食品の選び方、嚥下困難な人の食事・ソフト食の調理実習II、生活習慣病の基礎知識と食事管理
	3日目	低栄養予防、食欲のない時・低栄養予防食の調理実習Ⅲ、在宅介護の基礎知識と食事管理(入会説明)
	●施設及び	家庭内の清掃、整理・収納等の基礎知識を習得
±2.4∃ 17A	1日目	オフィスクリーニング、クリーニングの基礎知識、洗剤の基礎知識
│ お掃除・ │ 整理収納	2日目	オフィスクリーニング、クリーニング道具の使い方、フロアーメンテナンスの実技
正在水川	3日目	家庭内の整理・収納・整頓・片付け
	4日目	ハウスクリーニング、お掃除の基本 ( <b>入会説明</b> )
造園	●樹木の仕	立て方と管理、樹木の剪定・整枝、施肥、病害虫防除等の基礎知識を習得
足圏  (植栽・剪定)	1日目	安全衛生教育、樹木の仕立て方と管理、庭木の育て方、病害虫の防除
	2~4日目	剪定実習( <b>入会説明</b> )
   空き家管理	0 = 0.5.1	里の基礎知識を習得
土でが日本	1日(4時間)	困った空き家の解決事例、空き家管理、生前整理、遺品整理、解体、SDGs取組( <b>入会説明</b> )
		操作取扱及び作業の安全確保や振動障害を防止するために必要な知識を習得
刈払機取扱	【「刈払機取	汲作業従事者安全衛生教育」修了証を交付】 
	   1日(6時間)	【学科講習】刈払機を使用する作業に関する知識/刈払機の点検及び整備に関する知識/関係法令
		【実技講習】刈払機の作業等( <b>入会説明</b> )  
		軍送業務、福祉自動車以外の自動車を使用した運送業務に関する基礎的な知識及び技術を習得
A =#1,1/14	【国土交通大	:臣認定「福祉有償運送移動・送迎運転協力者講習」修了証を交付】
│ 介護送迎 │ 運転者	1日(6時間)	【学科講習】研修目的/移送サービス/利用者理解/接遇·介助/セダン車·運転研修 
<b>建</b> 取有		【実技講習】必要とされる介助 
	2日(7時間)	【学科講習】法律と制度/移送サービスでの運転/安全安心な運行と緊急時の対応
	3,737	【実技講習】福祉車両/セダン車両の運転( <b>入会説明</b> )

# 就業体験・職場見学の内容

体験·見学名	内 容
学童保育	留守家庭の児童を対象にした放課後児童クラブにおけるシルバー会員の就業状況
襖·障子張工房	シルバー人材センターが運営する工房で会員指導による作業
果樹農園作業	シルバー人材センターが運営する「いちじく農園」における収穫作業

# 女性向けセミナーの内容

セミナー名	内 容			
<b>健康いきいき体操</b> ~自宅でできる筋力トレーニング~	①運動についての講話 ②ウオーミングアップ及び脳トレ ③有酸素運動+筋力トレーニング (簡単な有酸素運動・自宅でできる筋力トレーニング) ④クールダウン(疲れを取るためのストレッチ)			
災害に備えた	①住んでいる地域のリスクを知り、②「生き残るため」の整理とは、 ③日常の暮らしが防災になる、			
暮らしの整理と収納	避難方法を確認する 「生き延びるため」の収納とは 生活習慣を身につけよう			
シニア世代を	①年齢を重ねても"美しくあり続ける"			
美しく楽しむメイク	②パーソナルカラーをメイクアップに活かしてみましょう!			

#### 令和4年度高齢者活躍人材確保育成事業

# 「技能講習」「就業体験・職場見学」「セミナー」受講申込書

(公社)香川県シルバー	人材センター連合会	あて
\ \( \mathbf{L} \) \( \	/\'''	

※太枠内の項目にご記入ください

申込年月日	令和 年 月 日 <b>開催地</b> 管理番号					
講習等名	ご希望の講習等の1つに ✓ を記入してください					
技能講習	□介護送迎運転者 □空き家管理 □学童保育 □調理補助 □お掃除・整理収納 □刈払機取扱 □造園(植栽・剪定)					
就業体験	□襖·障子張工房 □果樹農園作業 <b>職場見学</b> □学童保育					
女性向けセミナー	□健康いきいき体操 □災害に備えた暮らしの整理と収納 □シニア世代を美しく楽しむメイク					
フリガナ						
氏 名	<b>性別</b>					
生年月日	昭和 年 月 日 年 齢 歳					
住 所	<u> </u>					
連絡先	自宅 一 一 携帯電話 一 一					
知ったきっかけ						
<b>お中込み</b> の割	機は?(受講選考の際に参考とします)					
★あなたはシル	・バー人材センターの会員ですか? いいえの方はAへ はいの方はBへ					
	●シルバー人材センターに入会の意思はありますか? □はい □検討中 □いいえ					
(A)	●週何日、1日何時間働くことができますか? 日/週 時間/日					
未会員の 方へ	●どのような分野で働きたいですか? (☑ を記入・複数可) □介護·家事支援 □学童保育 □調理補助 □清掃 □剪定 □除草 □事務関係 □農業関係作業 □屋内軽作業 □屋外軽作業 □その他具体的に( )					
	● <b>入会年月日はいつですか?</b>					
$oldsymbol{B}$	●1年以内にシルバー人材センターでの就業経験は? □ある □ない					
センター 会員の方へ	<ul><li>●上記で「ある」と回答した方のお仕事内容は?(√を記入・複数可)</li><li>□介護・家事支援 □学童保育 □調理補助 □清掃 □剪定 □除草 □事務関係</li><li>□農業関係作業 □屋内軽作業 □屋外軽作業 □その他具体的に( )</li></ul>					
●個人情報の取扱いについては、「個人情報保護方針」を当連合会のホームページ等でご確認ください。						

公益社団法人 香川県シルバー人材センター連合会 〒760-0066 高松市福岡町2丁目2-2 香川県産業会館5F TEL.087-811-7880 FAX.087-811-7881



# 農福連携、農村RMOについて

農林水産省中国四国農政局農村振興部農村計画課令和4年9月15日(木)





# 農福連携をめぐる情勢

農林水産省中国四国農政局農村振興部農村計画課

## 農福連携の取組方針と目指す方向

3

- 農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組。
- 〇 農林水産省では、厚生労働省、法務省、文部科学省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉(障害者等)における課題」、双方の課題解決と利益(メリット)があるWin-Winの取組である農福連携を推進。

#### 「農」と福祉の連携(=農福連携)

#### 【農業・農村の課題】

- 農業労働力の確保
- ※毎年、新規就農者と同程度の農業従事者が減少
- 荒廃農地の解消 等
- ※再生利用可能な荒廃農地 は全国で約9万ha

#### 【福祉(障害者等)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保
- ※障害者約965万人のうち雇用 施策対象となるのは約377万 人、うち雇用(就労)している のは約100万人
- ・工賃の引き上げ 等

障害者等が持てる能力を発揮し、それぞれの特性を活かした農業生産活動に参画

#### 【農業・農村のメリット】

- 農業労働力の確保
- ・農地の維持・拡大
- ・荒廃農地の防止
- ・地域コミュニティの維持 等



#### 【福祉(障害者等)のメリット】

- ・障害者等の雇用の場の確保
- ・賃金(工賃)向上
- ・生きがい、リハビリ
- ・一般就労のための訓練 等



#### 目指す方向

#### 1 農業生産における障害者等の活躍の場の拡大

障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大。



#### 2 農産物等の付加価値の向上

障害の特性に応じた分業体制や、 丁寧な作業等の特長を活かした 良質な農産物の生産とブランド化 の推進。



#### 3 農業を通じた障害者の自立支援

障害者の農業への取組による 社会参加意識の向上と工賃(賃 金)の上昇を通じた障害者の自立 を支援。



● 農福連携は、農業経営体による障害者の雇用、障害者就労施設による農業参入や作業受託など、近 年、様々な形で取組が見られている。

#### 農業経営体が障害者を雇用 京丸園㈱(静岡県)

- 平成8年から毎年1名以上の障 害者を新規雇用。従業員99名 <u>中、障害者は24名</u>(R2.10)。
- ●障害者視点で農作業の体制を整 備。作業効率化が進み、経営規 模と生産量が拡大。
- ●障害者雇用数に比例し売上増加 (6倍に拡大(H9→R2))。





個人の目標を定め作業を実施

#### 障害者就労施設が農業参入 (株)九神ファームめむろ(北海道)

- ●地域における障害者活躍の場と して設立。平成25年度から障害 者約20名が、野菜生産や一次加 工を実施。
- ●利用者から支援スタッフへキャ リアアップ実現。
- 平均賃金は北海道平均の約1.6倍 と高水準(H29)。





レストランで提供

- 障害者就労施設による農作業請 負のマッチングを、JAが核と 🔯 なって実施。
- ●農家32戸が受け入れ、障害者就 労施設11事業所の延べ1,161人 が375回の農作業に従事(R元 年度)。



作業内容の説明

#### 企業が障害者雇用と農業参入 ハートランド㈱ (大阪府)

- ■コクヨ㈱が子会社で障害者7名 を雇用し、葉菜類を栽培。
- ●特性を的確に見極めることで播 種等で作業効率を向上。
- 障害者就労施設からも年間延べ 約6千人の障害者を受け入れ。



サラダほうれん草を栽培

5

# 農福連携を契機とした農業経営の発展

- 農業現場では、様々な種類の作物が生産され、それぞれ多岐にわたる作業が必要(加工等を含む)。 障害者が取り組みやすいよう工夫することで、働き手としての可能性が拡大。
- 自らの経営の中で、生産工程や作業体系等の見直しを行い、生産の拡大など農業経営の発展につな がっている事例もある。

#### 障害者視点で農作業の体制を整備 (農業経営体における障害者雇用事例) 京丸園株式会社(静岡県浜松市)





- 一連の作業工程を細分化し、それぞれの作業 を標準化
- ●誰もが作業を担えるような器具を開発
- ●作業指示が伝わりやすいよう明確化したり、 作業を難易度別に区分



<生産工程の効率化を図り、コスト意識を持ちながら生産を拡大>

障害者雇用数に比例し売上が6倍に

#### 障害者ごとの強みをいかした作業チームの編成 (障害者就労施設の農業参入事例) NPO法人サトニクラス(北海道月形町)





- ●障害者それぞれ「収穫適期の判断ができる」、 「体力がある」、「コミュニケーションが得意」 等の特徴
- ●各人の強みを相互にいかせるチームを編成し、 連携して作業
- ●作業効率が向上し、障害者だけでの作業も可能 に

く障害者のそれぞれの強みが発揮されるよう作業を効率化>

適材適所の配置等により売上が4割増加

- 農福連携(農業と福祉の連携)は、障害者が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会 参画を実現していく取組。
- 農福連携の取組は、障害者の就労や生きがい等の場の創出となるだけでなく、農業就業人口の減少や 高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながるもの。

#### 農業現場で高まる雇用労働力ニーズ





#### 実際に農福連携に取り組んだ効果を実感

#### 農業経営体への効果

農福連携に取り組む農業経営体の、

- 76%が「障害者を受け入れて貴重な人材となった」と認識 (n=109)
- <u>57%が</u>「労働力確保で<u>営業等の時間が</u> 増加」と認識
- **78%が**5年前と比較して**年間売上額が増加**

(n = 120)

#### 障害者にとっての影響

農福連携に取り組む障害者就労施設の、

- 79%が「利用者が体力がついて長い時間働けるようになった」、62%が「利用者の表情が明るくなった」と回答 (n = 573,606)
- ▼ 74%が過去5年間の賃金・工賃が増加

(n = 696)

※ 農林水産省調査(平成31年3月)による

## 農福連携等推進会議

○ 農福連携等について全国的な機運醸成を図り強力に推進していくため、2019年4月に官房長官 を議長とする省庁横断の「農福連携等推進会議」を設置。同年6月に開催された第2回会議におい て今後の推進の方向性を示した「農福連携等推進ビジョン | を決定。

	構成員			有識者
議長	内閣官房長官			
副議長	厚生労働大臣 農林水産大臣	且田小池	久美 邦子	株式会社九神ファームめむろ 取締役 社会福祉法人花工房福祉会 理事長
構成員	内閣官房副長官(衆)	佐藤	康博	日本経済団体連合会 農業活性化委員長
	内閣官房副長官(参) 内閣官房副長官(事務)	城島新免	茂修	TOKIO 山城就労支援事業所「さんさん山城」施設長
	内閣官房副長官補(内政担当) 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)	鈴木	厚志/緑	京丸園株式会社 代表取締役/総務取締役
	法務省矯正局長 法務省保護局長	鈴木 中村	英敬 邦子	農福連携全国都道府県ネットワーク 会長 社会福祉法人白鳩会 常務理事
	文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省職業安定局長	中家	徹	全国農業協同組合中央会 会長
	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	皆川	芳嗣	一般社団法人日本農福連携協会 会長
	農林水産省大臣官房総括審議官 農林水産省農村振興局長	村木	厚子	津田塾大学 客員教授
				(五十音順)

- ※ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」のフォローアップ及び今後の見直し等に向け、福祉分野等との連携における農山漁村の再生に向けた取組の 推進について、実効ある方策を検討するため、本会議を開催。
- ※ 会議の庶務は、内閣官房及び厚生労働省の協力を得て、農林水産省において処理。

7

### 農福連携等の推進に向けて

<mark>農福連携</mark>は、農業と福祉が連携し、<mark>障害者の農業分野での活躍</mark>を通じて、<mark>農業経営</mark> の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組 年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の 向上等が期待

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮さ れることが求められるところ

持続的に実施されるには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展して いくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを

農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しに くい」「広がっていかない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要

また、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯 罪・非行をした者の立ち直り支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実 現を図ることが重要(SDGsにも通じるもの)

農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化

#### 農福連携を推進するためのアクション

目標:農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出※

### 1 認知度の向上

- ・定量的なデータを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示
- ・優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく情報発信
- ・農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等のPR活動
- ・農福連携マルシェなど東京オリンピック・パラリンピック等に合わせた戦略的プロモーショ ンの実施

### 2 取組の促進

- 農福連携に取り組む機会の拡大
- ・ワンストップで相談できる窓口体制の整備 スタートアップマニュアルの作成
- ・試験的に農作業委託等を短期間行う「お試しノウフク」の仕組みの構築
- ・特別支援学校における農業実習の充実
- ・農業分野における公的職業訓練の推進

### ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

- ・農業経営体と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築
- -ディネーターの育成・普及
- ・ハローワーク等関係者における連携強化を通じた、農業分野での障害者雇用の推進
- 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成
- ・農業法人等への障害者の就職・研修等の推進と、障害者を新たに雇用して行う
- ・障害者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用
- ・全国共通の枠組みとして農業版ジョブコーチの仕組みの構築
- ・農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進
- ・農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進
- ・障害者就労施設等における工賃・賃金向上の支援の強化

### 農福連携に取り組む経営の発展

- ・農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組の推進
- ・農福連携の特色を生かした6次産業化の推進・障害者就労施設等への経営指導
- ・農福連携でのGAPの実施の推進

#### 取組の輪の拡大

- ・各界関係者が参加するコンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開
- ・障害者優先調達推進法の推進とともに、関係団体等による農福連携の横展開等の 推進への期待

#### (農)(福)連携の広がりの推進 Ш

対

応

「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、 地域共生社会の実現へ

1 「農」の広がりへの支援

林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性 等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等 向け障害者就労のモデル事業の創設

「福」の広がりへの支援 2

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じて いる者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取 組の推進

### ※ 令和6 (2024) 年度までの目標

### 現状•課題

#### 「知られていない」

これまでは関心のある福祉関係者等 を主なターゲットとしたセミナー等が中心 で、国民全体への理解促進に向けた取 組が十分行われてきていない。

### 「踏み出しにくい」

- 農業現場において障害特性を踏まえ た助言等を行うことができる人材が不足 している。
- 農業現場において障害者等を受け入 れるためには、働きやすい環境を整備す るとともに、農福連携の取組を通じ、その 経営が経済活動として発展していくこと が重要。

### 「広がっていかない」

農福連携を全国的に広く展開させ て、各地域において農福連携が定着 するために、国・地方公共団体、関係 団体等はもとより、経済界や消費者、 更には学識経験者等の様々な関係者 を巻き込んだ国民的運動として推進し ていくことがが重要。

認 知 度 の 向 上

取

組

ഗ

促

進

取

組

ഗ

輪

の

拡

大

農福連携等推進ビジョンに基づく各種取組の推進

### 戦略的プロモーションの展開

● ノウフクJASを始めとするノウフク商品の 消費者向けキャンペーンやメディアを活用し た戦略的プロモーションの実施





9

### 農福連携を支援する専門的な人材の育成

農業分野における障害者の職場定着を支 援する専門人材である「農福連携技術支援 者」(いわゆる農業版ジョブコーチ)の研修制 度を構築

#### 農福連携に取り組む環境整備・経営発展の支援

農山漁村振興交付金(農福連携対策)に より、障害者を受け入れる際に必要となる 休憩所や手すり等の安全施設、障害者等 の雇用就労を目的とした農業用ハウスや加 工施設等の整備を支援



農業生産施設 水耕栽培ハウス

休憩所、トイレの整備

### 国民的運動を展開する基盤の形成

● 国民的運動として農福連携を進めるため の機運を高める仕掛けとして、各界の関係 者が参加するコンソーシアムを設置。今 後、「ノウフク・アワード」選定による優良事 例の表彰・横展開等を実施。

農林水産業団体 福祉団体 (全中、全農、法 人協会等) その他の団体 経済団体 (経団連、 日商、同友 会等) 国民的運動として農福連携を 進めるための機運を高める仕掛け 有識者 (賛助会員) 関係省庁 地方自治体 (法務省、文部科学省 厚生労働省、農林水産省) (都道府県ネットワーク、全 国市長会、全国町村会等)

## 農福連携対策

#### <対策のポイント>

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得**、多世代・多属性が交流・参加する**ユニバーサル農園の開設**、障 害者等の作業に配慮した**生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組**等を支援します。

#### <事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出(3,000件[令和6年度まで])

#### <事業の内容>

#### 1. 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニ バーサル農園の運用等を支援します。

【事業期間:2年間、交付率:定額(上限150万円等)】

#### 2. 農福連携整備事業

障害者等の作業に配慮した生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生 面にかかる附帯施設等の整備を支援します。

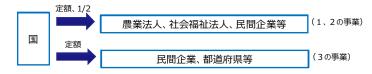
【事業期間:最大2年間、交付率:1/2(上限1,000万円、2,500万円等)】

### 3. 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福・林福・水福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福・林福・水福連 携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。

【事業期間:1年間、交付率:定額(上限500万円等)】

#### <事業の流れ>



### く事 業イメージ>





苗木牛産施設



養殖施設



11

休憩所、トイレの整備

3. 普及啓発·専門人材育成推進対策事業

農業生産施設 (水耕栽培ハウス)



(関連事業)優先採択等の優遇措置を実施 ・強い農業づくり総合支援交付金 ·林業·木材産業成長産業化促進対策

·水産多面的機能発揮対策事業

[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課(03-3502-0033)

### 農山漁村振興交付金(農福連携対策)

- 農福連携に取り組む農業法人や福祉サービス事業者等に対するソフト・ハード一体的な支援
- <u>都道府県</u>が行う<u>専門人材の育成等</u>を支援

### 農福連携の取組

#### 【事業実施主体】

- 農林水産業を営む法人
- 社会福祉法人
- 医療法人
- ・特定非営利活動法人
- -般社団法人
- -般財団法人
- 公益社団法人 公益財団法人
- ·地域協議会<sup>※</sup>
- ・民間企業 ほか



課題の把握 事例の蓄積



都道府県

○ 農福連携に取り組もうとする 農業法人と福祉事業所のマッ チングや職場定着を支える専 門人材を育成・派遣

○ このほか、全国的な普及啓発や官民一体 での取組により農福連携の認知度の向上及 び取組を促進。

### ソフト対策

#### 技術習得や分業体制の構築

作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続する ための取組、ユニバーサル農園\*1の導入に必要な経費を支

農福連携 支援事業

実践団

体

の

道

府

県

の

支

- ○専門家の指導による農産物等の生産技術、加工技術、販売手 法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等
- ○職業訓練的体験を提供するユニバーサル農園の運用初期に必 要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等
- ○分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成 注) 雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成対象外

将来の農業現場での雇用・就労を見据え、多世代・多属性の者が利用できる体験農園 農福連携整備事業 (ハード対策) の「経営支援型」を実施する場合。

#### 八一ド対策 >

#### 農林水産物生産施設等の整備

農福連携 整備事業

(2.500万円)

障害者や生活困窮者の雇用・就労、高齢者の生きがいづく りやリハビリを目的とした農林水産物生産施設(農園、園 路の整備を含む)、農林水産物加工販売施設※3、休憩所、 衛生設備、安全設備等の整備

交付率等:1/2 上限:下記のとおり※4

**※** 3 加工販売施設に供する農産物等は事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること。 簡易整備型(200万円)、介護・機能維持型(400万円)、高度経営型(1,000万円)、経営支援型

(農福連携支援事業及び農福連携整備事業の主な要件) 農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者(就労に向けた支援計画策定者)、高齢者(要介護認定者) を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者については障害者との組み合わせであっ て、過半数が障害者であること。

### く ソフト対策>

### 農福連携を支援する人材の育成

都消凉但 支援事業

農林水産業の現場における障害者の雇用・就労に関してアド バイスする専門人材(農福連携技術支援者)※5、障害者就 労施設等による農作業請負(施設外就労)のマッチングを支 援する人材(施設外就労コーディネーター)等の育成

農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

事業実施期間:2年以内

※原則、併せ行うこと

事業実施期間:2年間

(+自主取組:1年間) 交付率等:定額

1807日/年 300万円/年<sup>×2</sup> (マニュアルを作成する

場合は初年度に40万円

を加算)

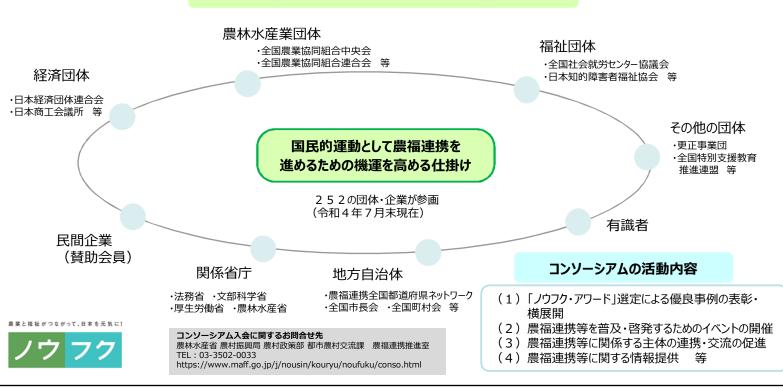
上限:150万円/年

事業実施期間:1年間

交付率等:定額 上限:500万円/年

■国、地方公共団体、関係団体等はもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き込んだ 国民的運動として農福連携等を展開していくため、令和2年3月、各界の関係者が参加し、農福連携等を応援する コンソーシアムを設立。





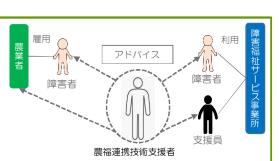
## 農福連携技術支援者の育成

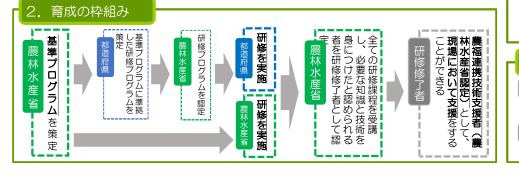
- ....
- 令和元年6月に決定した農福連携等推進ビジョンにおいて、「農業版ジョブコーチの仕組みを全国共通の枠組みとして構築し、専門人材を育成する」こととしており、令和2年度から、「農福連携技術支援者育成研修」(いわゆる「農業版ジョブコーチ育成研修」)を全国共通の枠組みとして実施。
- 本研修は、農林水産省が農林水産研修所つくば館水戸ほ場で実施するほか、研修プログラムを<u>農林水産省が策定した**基準プログラ**ムに準拠させることで、**都道府県が実施**することも可能。</u>
- 〇 農林水産省は、全ての研修課程を受講し、必要な知識と技術を身につけたと認められる者を研修修了者として認定。<u>認定された者は、</u> 「農福連携技術支援者(農林水産省認定)」として、現場において支援。



### 農福連携技術支援者

- ①農業者
- ②障害福祉サービス事業所の支援員
- ③障害者本人
- の3者に対し、具体的に、農福連携 を現場で実践する手法をアドバイス する人材。





### 3. 基準プログラム

### 研修形式と期間

- (1)座学講義3日間程度
- (2)演習・実地研修4日間程度
- (3)修了試験(農林水産省が作成)

### カリキュラム

- ・障害者雇用と障害福祉サービス事業の仕組み
- 障害特性と職業的課題の基礎
- ・障害特性に対応した農作業支援技法
- ・農業者による農福連携の経営実務
- ・農作業における作業細分化・難易度評価の技法 など

### 4. 研修の受講者

### 受講対象者

農業・福祉等の関係者を幅広く想定

#### 受講定員

各回につき20名程度

13



### (ノウフク・アワード)

全国で農福連携に取り組んでいる団体・企業や個人を募集 し、農福連携の優れた取組をノウフク・アワードとして表 彰。

国民運動としての機運を高め、農福連携の全国的な展開につなげることを目的として開催。

令和2年度に初の開催となるノウフク・アワード2020を開催し、令和3年度は、ノウフク・アワード2021表彰式を令和4年3月に開催。 **回帳試回** 

※ノウフク・アワード2021表彰式動画URL:

https://youtu.be/qWIHjM3IbRk

### (ノウフク・マルシェ)

農福連携に取り組んでいる地域の農産物及びノウフクJAS 商品を販売。

全国の農福連携の取組や商品のすばらしさを多くの人に 知ってもらうとともに、農業で活躍する障害者の皆さんを応 援することを目的として開催。

開催日:令和2年11月6日(金) 場所:二子玉川ライズ ガレリア

## 障害者が生産行程に携わった食品のJAS(ノウフクJAS)

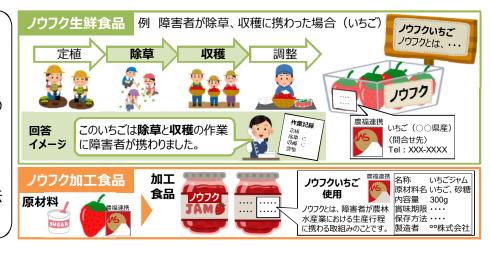
36事業者が 認証取得済み 令和4年7月)

▶ 農業分野での障害者就労の支援、農業の担い手不足や障害者の就労先不足など農業・福祉における諸課題の解消につながる「農福連携(ノウフク)」の取組が推進される一方で、ノウフクの取組が広く認知されていない状況。

- ▶ 障害者が携わって生産した農林水産物及びこれらを原材料とした加工食品の生産方法及び表示の 基準を規格化することにより、次の効果が期待。
  - ① 障害者が携わった食品の信頼性が高まり、人や社会・環境に配慮した消費行動(エシカル消費)を望む購買層に訴求することが可能に。
  - ②「農福連携(ノウフク)」の普及を後押しすることで、農業・福祉双方の諸課題解決ツールに。

## 規格等の内容

- ▶ 農林水産物の主要な生産行程に障害者が携わっている
- ▶ 障害者が携わった生産行程の 情報提供
- ▶ 加工食品において使用する原 材料やその管理
- 包装・容器等への表示の方法 及び内容



15

17

## 農村型地域運営組織(農村RMO)の形成







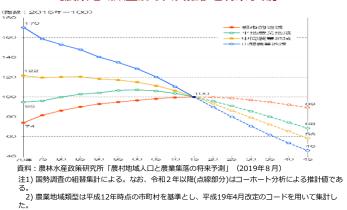


## 中山間地域の人口減少と農業集落の状況

地域での集落活動実施率は更に低下し、食料供給機能や多面的機能の維持・発揮に支障が生じる恐れ。

条件不利地域ほど人口減少は顕著であり、集落内の戸数減少は著しい状況。集落の総戸数が10戸を 下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率が急激に低下。今後の人口動態を踏まえると、中山間

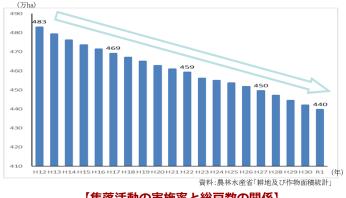
#### 【農業地域類型別の人口推移と将来予測】



### 【総戸数が9戸以下の農業集落の割合】



### 【耕地面積の推移】



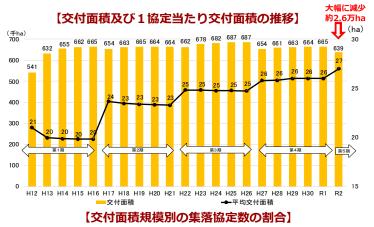




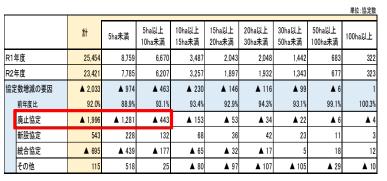
19

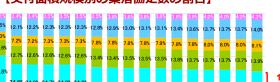
- 令和2年度の交付面積は、小規模協定の廃止により前年から約2万6千ha減少。
- 廃止協定の殆どは10ha未満で、廃止理由は"高齢化・担い手不足"、"リーダー不在"  $\bigcirc$ 
  - 協定の広域化により1協定あたり交付面積は増加したが、未だ10ha未満の小規模協定も6割存在。

今後、小規模集落は更に弱体化 → 地域全体で農地を維持管理する仕組みづくりが必要。

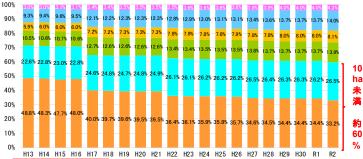


### 【交付面積規模別集落協定数及び増減内容】





■10ha以上15ha未満 ■15ha以上20ha未満 ■20ha以上50ha未満 ■50ha以上



### 【集落協定を廃止した理由(R2年度)】



## 農村地域での集落機能の低下と地域運営組織の必要性

中山間地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源(農地・水路 等)の保全や生活(買い物・子育て)など集落維持に必要な機能が弱体化。

○ 農家、非農家が一体となり、生産、生活扶助、資源管理に取り組むことで、地域コミュニティの機能 を維持・強化することが必要。

## 農地、共同施設の荒廃化

生産補完や生活扶助の農村集落機能が衰退 資源管理が困難となり農地や共同施設が荒廃

生活の困難化

資源管理 (所有と利用の分離)

## 農村集落機能の衰退

牛産補完 (相互補完の希薄化)

牛活扶助 (社会サービスの後退)

経営縮小、離農

## 3つの集落機能を補完する地域運営組織(RMO)が必要

**地域運営組織**とは、地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、 地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき 地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

RMO: Region Management Organizationの略

(例)○○まちづくり協議会、○○地域づくり協議会、○○地域協議会、○○地域運営協議会

43.6

21

- 近年、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する 地域運営組織(RMO)の形成数は増加。一方、農に関する活動は僅か。
  - 市町村の一般行政職員数は、17年間で11.2%減少。特に農林水産担当は27.6%と減少幅が大きい。



出典:総務省「地方公共団体定員管理調査結果」から作成。 (一部事務管理組合の職員を除いている)

2004年 2009年 2014年 2019年 2021年

2004年 2009年 2014年 2019年 2021年

## 中山間地域の保全のための農村型地域運営組織(農村RMO)のイメージ

-・サポート・センター事業 0.1 その他

無回答 🔳 1.3

出典:総務省「地域運営組織の実態把握調査」

(1,706 市区町村(回収率 98.7%)、個票: 6,064 組織)

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の 関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基本となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の 生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。



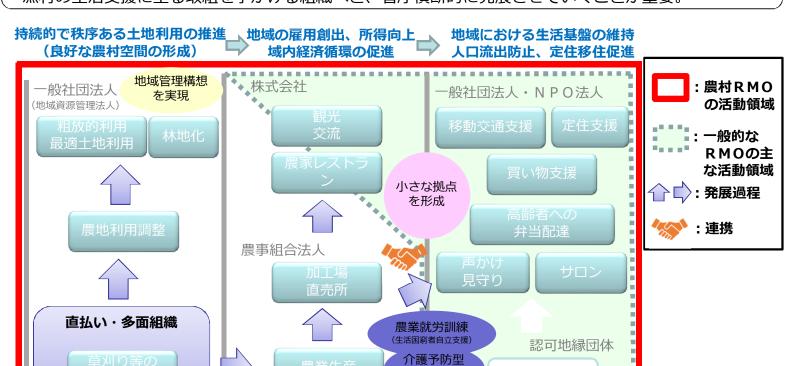
### 中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体(自治会・町内会、自治会等の連合組織など)をはじめ、NPO法人、 認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

23

### 農村RMOの事業領域と発展過程

農村RMOは、中山間直払いや多面支払いの組織などの農用地の保全活動を行う組織を中心に、地域 の多様な主体を巻き込みながら、地域資源を活用した農業振興等による経済活動を展開し、さらに農山 漁村の生活支援に至る取組を手がける組織へと、省庁横断的に発展させていくことが重要。



農用地等保全事業

共同作業

地域資源活用事業

生活支援事業

自治会活動

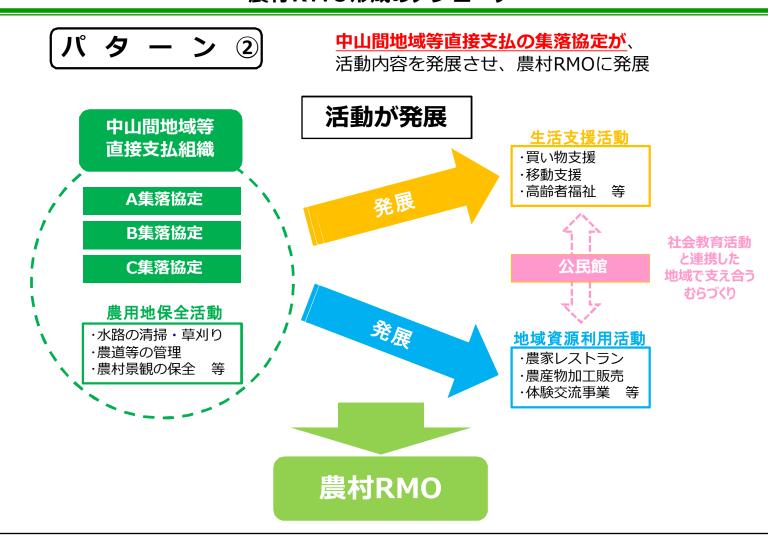
## 農村RMO形成のアプローチ

パ 中山間地域等直接支払の集落協定が、地域の組 夕  $(\mathbf{1})$ 織にアプローチすることで農村RMOに発展

農的活動



25



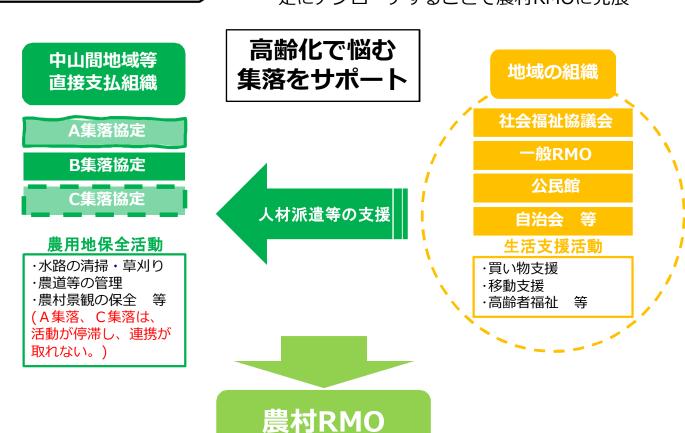


**(3**)

パ

夕

地域の組織が、中山間地域等直接支払の集落協定にアプローチすることで農村RMOに発展



### ○地域の将来ビジョンの策定

ビジョン

集落機能を継続・維持していくため、地域住民の主体的な参画による、 地域の現状把握と将来ビジョンの策定

(取組の例)

- ①農業就業人口等の現状把握、人口の安定化のための目標の検討
- ②ワークショップ (話し合い) を通じて、自治会、行政機関、農業法人、商工・ 福祉・子育て等各団体の関係性を見える化し、地域運営の強み・弱みを整理
- ③農用地保全、地域資源活用、生活支援について、取り組むべき活動と目指す 姿=「**将来ビジョン」を策定**
- ④市町村等との連携した実施体制のもとでプランを実践

-クショップを通じて地域の強み・弱みを整理





ビジョンを 実践

### ○スモール・ビジネスの起業

しごと

地域資源を活用して、規模は小さくても外貨を獲得するための事業計 画を策定して実践

(取組の例)

- ①スモール・ビジネスにおいて有用な地域資源や自然環境について、地域住民や地 元企業等でワークショップ (話し合い) を実施
- ②経営戦略や収支に係る事業計画を策定
- ③実施体制を構築の上で実証事業を行い、事業の本格化につなげる

活用可能な地域資源の発掘

自然·景観 郷土商品 空き家 事業計画の作成

事業 計画

実証事業 ·商品化 試験的実施

### ○持続的な土地利用計画の実践

農地

地域ぐるみの話し合いを通じ、林地化や粗放的利用も含めた持続的な 土地利用計画を策定して実践

(取組の例)

- 維持困難な農地について、非農家も含めた**ワークショップを実施**し、**林地化 鳥獣緩衝帯、放牧、景観・蜜源・緑肥作物**等の**粗放的利用**を含めた**持続** 的な土地利用計画を策定
- ② ①で策定した計画に基づき、実証活動を実施

土地利用計画の策定





### ○スマート定住構想の実践

くらし

ICTを最大限活用して、定住条件を強化するための総合的な活動計 画を策定して実践

(取組の例)

- ①先進地視察、ワークショップを通じて、定住のための課題・ニーズの把握
- ②買い物、交通、福祉、教育、農業などの分野において、ICTを活用したシステム 開発など活動計画を策定
- ③協議会等の実施体制を構築し、事業計画に基づく実証活動を実施

定住のための課題・ニーズ把握



事業計画の策定

事業 計画 実証事業 ・システム開発

・トライアル実施

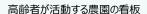
27

## 農用地保全及び地域資源活用と一体的に実施する生活支援活動の例

高齢者でも栽培管理しやすい作物の導入による農用地保全

高齢者の生き生きとした暮らしのため、農用地保全の機会の提案、高齢 者でも栽培・管理しやすい作物の試験栽培を行う。







高齢者の農業活動風景

バスの活用による高齢農家の農産物出荷

高齢化により出荷困難となった農業者の農産物をバスなどを活用して出 荷することを試行し、農産物出荷が可能になり、農業が持続可能になる。



ルートの検討



バスを活用して野菜を出荷

### 農産物集出荷と買い物支援との複合

農産物の集出荷と買い物支援の宅配サービスとの組み合わせを実証し 、単体では成立しにくい事業について、複合的なサービスを導入。



農産物集出荷と買い物支援との複合



高齢者への買い物支援

生産・消費のデータ分析により需要に応じた生産への切り替 え、子ども食堂・高齢者施設における農産物の販路拡大等

地域内の生産者・消費者の状況を調査し、需要と生産を見える化し、 消費者ニーズを分析や生産データを分析することで、高齢者施設や子ども 食堂の需要開拓や生産者の生産計画に反映。



POSデータ等の 調查·分析



データを踏まえた 牛産への反映



子ども食堂・高齢者 施設での活用等

## 福祉との連携

## -般介護予防事業の活用した高齢者の農的活動事例の充実(厚生労働省)

- 地域介護予防活動支援事業では、65才以上の高齢者の介護予防活動を支援しており、<u>高齢者の健康づ</u>くり・生きがいづくりを目的とした農的活動への支援が可能。
- 高齢者の農的活動において、<u>農作業の指導、農園の管理等を農村RMOが受け皿となって実施・調整</u>することが期待できる。

### ◆ 農的活動の事例(高知県香美市)

### 介護予防型農的活動

社会福祉法人 香美市社会福祉協議会「菜園クラブ」 ~厚生労働省 一般介護予防事業の活用~

- 2013 年より介護予防対策として男性も参加しやすいメニューとして 農的活動を実施。
- 市から事業委託を受けた社協が農地を借り、30区画(1区画5×6m) に分け、農業経験のない定年退職者が、通年で栽培。(28人(うち男 性12人)が登録し、60歳代、70歳代、80歳代が参加)
- 地域の農家が月2回指導し、毎週月曜と木曜の午前中は社協のスタッフ4人が、交代で対応や菜園管理を実施。
- 月曜〜土曜8:30 ~ 17:00の間は、自由に出入りができ、生産や収穫をすることが可能(ただし農産物販売は禁止)。
- 一部の区画は社協がサツマイモを植え、収穫時には若者サポートステーションセンターからニートや引きこもり者5名ほどが参加。また参加者の一部が独立し、農業生産と販売を開始。







### 効<u>果</u>

- 福祉側 介護予防/交流機会創出/ 新たな人間関係創出/ コミュニケーションが活発化
- 農業側 農地保全/新たな担い手創出

### ポイント

- 総合事業の一般介護予防事業・地域介護予防活動支援事業で実施
- 農業経験のない定年退職者が実施
- 男性が参加しやすい
- 農地の保全
- 農業生産者になった参加者もいる

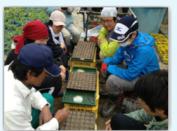
<del>29</del>

### 生活困窮者等の就農訓練(厚生労働省)

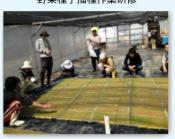
- 都市側の失業者や生活困窮者などの就農訓練を<u>農村RMOが受け皿となって実施・調整</u>することが期待できる。
- 大阪府豊中市では、府の交付金を活用し、高知県土佐町等の農業法人の協力を得て、参加者の事前研修・現地支援などの業務を大阪市の株式会社 F P I (農業塾等を運営する会社)等に委託し、農業法人において研修を行っている。
- 参加者の中には、フリーター・求職者のほか、ニート・引きこもりなどがいる。

### ◆ 農業就労訓練の事例(大阪府豊中市と高知県土佐町との連携)

### 農業就労訓練



野菜種子播種作業研修



水稲育苗作業研修

未来創造企業 株式会社FPI (大阪府豊中市からの委託を受け就労支援)



JA土佐れいほく出資の農業法人 株式会社れいほく未来 (3週間の農業体験研修を実施)

#### 泽 緯

- 土佐町の第3セクターとして設置した産直販売店が大阪府豊中市にあり、同市と同町が交流。
- 若者就労支援と田舎暮らしでの農業体験研修生の受け入れ機関として協力。

#### 取組内容

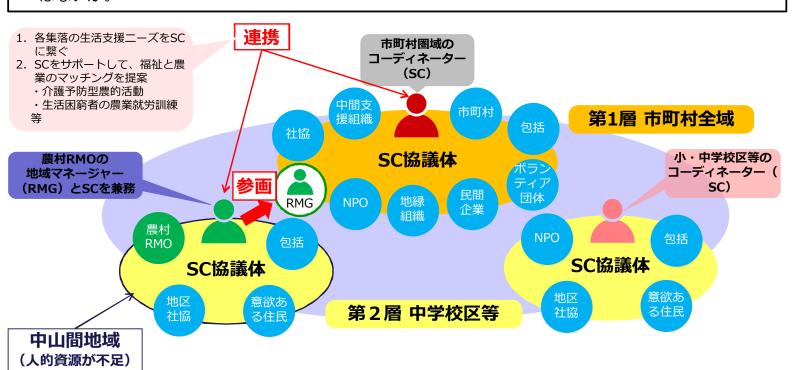
- 土佐町の農業インターンシップ事業の連携事業体として、農作業体験受入、長期の農業研修の指導。
- 同町の農業体験イベントでは、田植えの体験や農作業の指導、循環型と環境保全型農業の農産物をPRし販売。
- 「土佐あかうし」の飼養、飼料用作物の生産、農作業受託、中山間地域等直接支払制度の農業者 サポート。

#### 効果

- 移住者は、農業インターンシップ事業から5名、農業体験イベントから2名。
- 農業研修を現在受けている方のうち4名が自社で雇用就農を希望。
  - 〉 参加者には、複数回同町に訪れる方もおり、農業及び地域振興に寄与。

## 生活支援コーディネーター(SC)との連携、SC協議体への参画(厚生労働省)

- 中山間地域において、複数集落を補完する<u>農村RMOの地域マネージャー(RMG)が、市町村圏域のSCと連携やSC協議体に参画</u>することで、中山間地域の生活支援ニーズ等を把握し、<u>福祉と農業のマッチング</u>も含めたきめ細かなサービスを提供。
- 特に人的資源が不足する地域では、生活支援コーディネーター養成研修の受講やSC協議体への参画等により、農村RMOの地域マネージャーを地域の中核的な人材として積極的に育成することも有効ではないか。



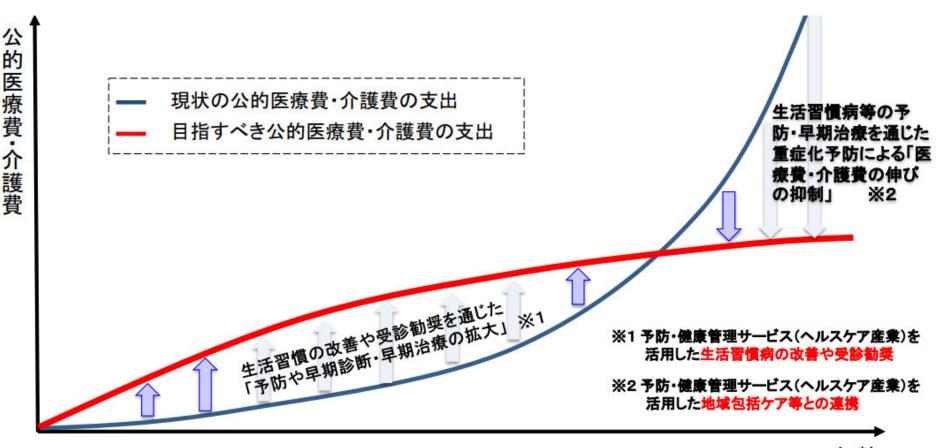


# 経済産業省における ヘルスケア産業施策について

令和4年9月15日 四国経済産業局 新事業推進課

## 次世代ヘルスケア産業の創出に向けたコンセプト

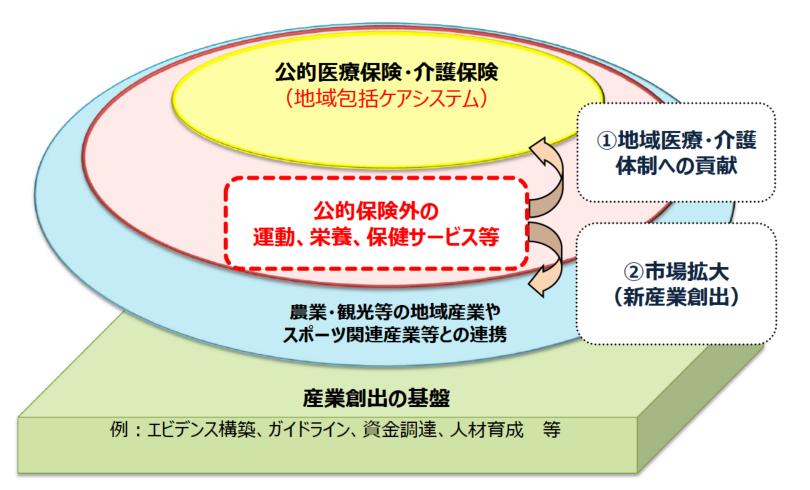
- <u>公的保険外のヘルスケアサービス</u>の活用を通じて、「健康寿命の延伸」と「新産業の創出」を同時に達成し、 「あるべき医療費・介護費の実現」につなげる。
- 具体的には、①生活習慣病等に関して、「重症化した後の治療」から**「予防や早期診断・早期治療**」、②地域包括ケアシステムと連携した事業(**介護予防・生活支援等**)に取り組む。



## 次世代ヘルスケア産業の創出に向けたコンセプト

・ また、①地域の多様な健康ニーズの充足、医療・介護体制への貢献、②関連産業との連携を含めた新産業創出・市場拡大、③産業創出に向けた基盤の整備に取り組み、地域に根ざしたヘルスケア産業の創出を図る。

## 【地域に根ざしたヘルスケア産業の創出】



## ヘルスケアサービス社会実装事業費補助金 〜地域や職域の課題に応えるビジネスモデル確立に向けた実証事業〜

- 民間企業や自治体、医療・介護関係者等が連携することで、地域や職域の健康課題の解決を目指すヘルスケア サービスの提供を行う事業を補助。
- 事業が成立する可能性を検証するための事業(事業可能性調査)も対象。

## 事業スキーム

## ·補助金額上限 (補助率)

- <実証調査> 1,000万円程度(補助率1/2)
- <事業可能性調查> 500万円程度(補助率1/2)

## ·補助対象経費

- -人件費
- -事業費 (旅費・謝金・備品費その他諸経費、委託・外注費等)

## 具体的なテーマ(抜粋・要約)

- I. 従業員の業務パフォーマンスを改善する サービス
- II. 従業員の健康課題となっているメンタル ヘルスや生活習慣病などに係るサービス
- III. PHRを活用したサービス
- IV. 地域における潜在的な健康課題に対しア プローチするサービス

### 経済産業省

事業管理団体

申請 事業執行

事業補助

サービス事業者(民間事業者)

## ヘルスケア分野でのPFS/SIB の普及促進

ヘルスケア分野(医療・健康、介護)におけるPFS/SIB※について、①案件形成支援を通じたモデル事業の創出、 ②事業実施のためのノウハウ集や手引きの作成、③セミナー開催等を通じた普及啓発を実施。

※PFS: Pay For Success ・・・ 成果連動型民間委託契約方式 SIB: Social Impact Bond・・・ PFSの一類型で、民間からの資金調達を伴うもの

## 直近の主な取組・実績(R4.8時点)

## ① モデル事業創出

➤ 平成28年度から意欲ある自治体に対し、ヘルス ケア分野でのSIB導入案件組成を支援。

## エビデンス整備・手引き作成

- ▶ 神戸市、八王子市、広島県のSIB事業の総括 レポートを作成。
- ➤ 医療・健康及び介護における分野別手引きを 厚労省と共同作成。(経産省HPで公開中)

## ③ 普及啓発

> PFS/SIB活用セミナー等を開催。

## 案件形成支援事例(介護予防)

### 徳島県美馬市

## 【事業】

20歳以上の市民を対象に、プロスポーツクラブと連携したプログラムを実施。

運動機能改善や運動習慣の定着を図り、将来的な介護費の適正化につなげる。

### 【期間】

5年(令和元年~令和5年度)

## 【サービス提供者】

徳島ヴォルティス、大塚製薬、 RBody Project、 タニタヘルスリンク

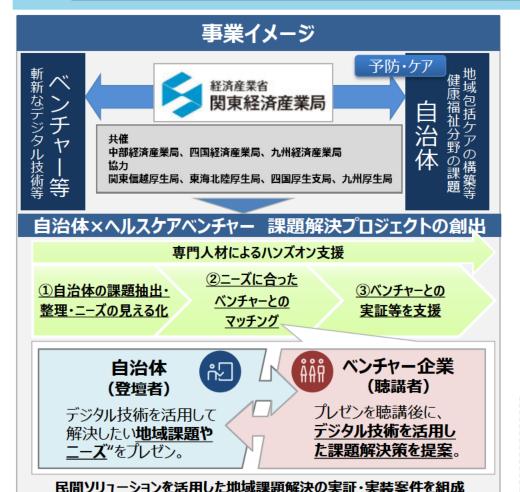
### 【成果指標】

- ・プログラム参加者数
- ・運動週間の改善度
- 基本チェックリストの改善度(65歳以上のみ対象)

成果連動型民間委託契約方式 医療・健康及び介護分野の手引き (厚生労働省・経済産業省)より抜粋

## 「ガバメントピッチ」(自治体×ヘルスケアベンチャー 課題解決プロジェクトの創出)

- 健康福祉分野の地域課題に直面する「自治体」と、ソリューションをもつ「ベンチャー等」の橋渡し役となり、デジタル技術の活用による課題解決プロジェクトを創出。
- 自治体が健康増進・介護予防・生活支援等の地域課題をヘルスケアベンチャー等に発信する 「ガバメントピッチ」を開催。ピッチ開催前の課題整理からマッチング先の選定、実証協議に至る まで、経済産業局・専門人材による伴走支援を実施。



### ~ ガバメントピッチの特色 ~

- ◆ 自治体がベンチャー等に向けて地域課題やニーズを発信 する"リバースピッチ"。
- ◆ オンライン開催により、全国から斬新な 技術をもつベンチャーが聴講し、実効的な 課題解決策を募る。

オンラインで開催

◆ 課題整理やプレゼン準備、マッチング先の選定、実証に向けた案件組成など、ピッチ前後も含めた一連の工程を伴走支援。

### <u>自治体</u>

企業と連携したいが 何をすべきかわからなかった。

### ベンチャー企業

自治体と連携したいが これまでつながりがなかった

## コンセプトは『共創』

地域課題の解決に向けて、自治体とベンチャー等が連携し、 共にプロジェクトを創り上げていく

## 令和4年度「ガバメントピッチ」の実施概要

● 関東・中部・四国(小松島市)・九州地域における11自治体から地域課題・ニーズを発表。(当日聴講者数は延べ700名超。)

## 8月29日

自治体名	ピッチテーマ
南知多町(愛知県)	野菜で健康推進! ヘルスケア×野菜 = 持続可能な健康と農業
かすみがうら市(茨城県)	白い歯キラリッ 笑顔あふれる健康の街へ
磐田市(静岡県)	健やかで幸せな毎日を 住むだけで健康になるまちIWATAへの挑戦
大府市(愛知県)	『睡眠』で健康経営 働く世代に『よく寝た!』を届けたい
人吉市(熊本県)	健康格差をなくし、生活習慣病の重症化を予防したい!
臼杵市(大分県)	安心安全な医療・介護サービスを目指して 地域とICTの力で安心安全を支える

## 8月30日

自治体名	
武豊町(愛知県)	目指せ共助のまち 地域の力で高齢者と家族に安心を
常総市(茨城県)	事務作業に追われる日々からの脱却 寄り添う心を取戻せ
小田原市 (神奈川県)	介護者が介護に追われるのではなく、『自分』を大事にした生活へ
美浜町 (愛知県)	高齢者も家族も安心できるまちへ 高齢者見守り支援
小松島市(徳島県)	80歳を超えても元気でつながりあえるまちへ!

【令和4年度 四国管内地域包括ケア等推進関係省庁連絡会 資料3-6 四国地方整備局】

# 四国地方整備局からの情報提供

令和4年9月15日 建政部 都市·住宅整備課



1. 住宅セーフティーネット制度について

2. サービス付き高齢者向け住宅について P13

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律 (平成29年4月26日公布 10月25日施行)

入居

居住支援法人

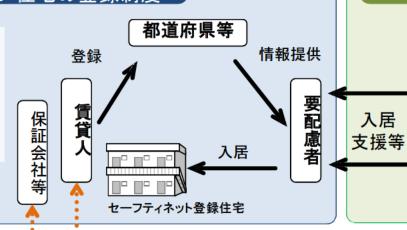
## ① 要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度

### ○ 登録基準

- 要配慮者の入居を拒まないこと
- ·面積:原則25㎡以上
- ・地方公共団体が強化・緩和可能

登録戸数:734,218戸

うち専用住宅:4,793戸(R4年3月末時点)



② マッチング・入居支援

### 居住支援協議会

不動産関係団体 宅地建物取引業者 賃貸住宅管理業者、家主等

居住支援団体 居住支援法人 社会福祉法人、NPO等

地方公共団体 (住宅部局・福祉部局)

居住支援活動への支援

## ③ 国と地方公共団体による経済的支援

(赤字はR3補正、R4当初における拡充事項)

- 改修費補助 <賃貸人へ補助>
- •補助対象工事:
  - ①シェアハウス化
  - ②バリアフリー化
  - ③防火•消火対策
  - ④子育て世帯対応
  - ⑤耐震化
  - ⑥省エネ改修
  - ⑦交流スペース設置
- •補助率:国1/3
  - ※地方公共団体を通じた補助の場合は 国1/3+地方1/3
- 補助限度額:

100万円/戸(国·地方計)等

- 家賃低廉化補助 <賃貸人へ補助>
- ・対象世帯:月収15.8万円以下の世帯
  - ※子育て世帯等は月収21.4万円以下(多子世帯は月収25.9万円以下)
- •補助率:国1/2、地方1/2
- ·補助 限度額: 4万円/月(国·地方計)
- •補助期間:原則10年以内
- **家賃債務保証料等低廉化補助** <保証会社等へ補助>
- ·対 象 費 用:家賃債務保証料、孤独死·残置物保険料
- 助 率:国1/2、地方1/2
- •補助限度額: 6万円(国•地方計)
- 住替え補助 <居住支援協議会、居住支援法人へ補助>
- ・対象世帯:月収15.8万円以下の世帯
- ・対 象 費 用:セーフティネット登録住宅への住替え費用
- 助 率:国1/2、地方1/2
- •補助限度額: 10万円(国•地方計)

### ○ 居住支援活動等補助

- •対象:居住支援協議会、
  - 居住支援法人、地方公共団体
- •補助対象費用:
  - ①制度の周知、登録促進
  - ②入居の相談、マッチング
  - ③入居中の見守り、緊急対応
  - 4)死亡・退去時の家財整理
  - ⑤総合相談窓口(地方公共団体)
- •補助限度額:1,000万円

外国人の支援、孤独・孤立対策、サブ ` リース方式、アウトリーチ型による

入居支援、入居後支援を実施する

団体との連携を行う場合1,200万円

## 新たな住宅セーフティネット制度(住宅確保要配慮者の範囲)

## 法律で定める者

- 低額所得者
   (月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者 (発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども (高校生相当まで) を養育して いる者
- ⑥ <u>住宅の確保に特に配慮を要するもの</u> として国土交通省令で定める者

## 国土交通省令で定める者

・<u>外国人 等</u>

(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)

- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者 (発災後3年以上経過)
- ・<u>都道府県や市区町村が</u> 供給促進計画において定める者
  - ※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、 新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童 養護施設退所者、LGBT、UIJターンに よる転入者、これらの者に対して必要な生活 支援等を行う者などが考えらえる。

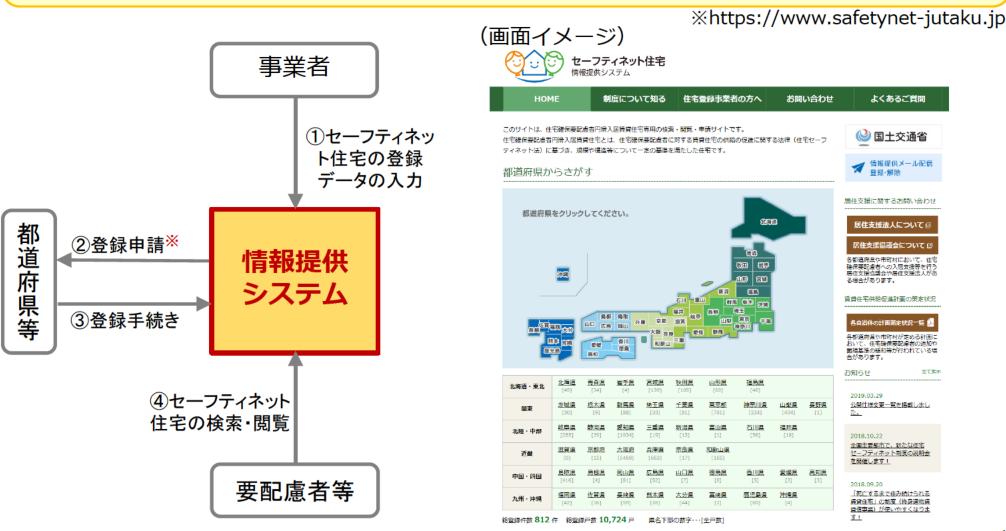
## 住宅セーフティネット制度の施行状況(R4.3.31時点)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律 (平成29年4月26日公布 10月25日施行) 【住宅セーフティネット制度の施行状況】

【住七ピーフティネット制度の配打状況】		
	施行状況	備考
住宅確保要配慮 者円滑入居賃貸 住宅の登録	734, 218戸 (47都道府県)	北海道16,076戸、青森県 4,592戸、岩手県 7,737戸、宮城県15,440戸、秋田県 4,255戸、山形県 5,410戸、福島県18,727戸、茨城県16,983戸、栃木県16,123戸、群馬県15,959戸、埼玉県46,255戸、千葉県34,784戸、東京都46,226戸、神祭川県34,036戸、新潟県15,558戸、富山県10,332戸、石川県 8,446戸、福井県 5,599戸、山梨県 4,021戸、長野県14,099戸、岐阜県14,859戸、静岡県31,082戸、愛知県59,845戸、三重県17,354戸、滋賀県10,118戸、京都府12,078戸、大阪府36,252戸、兵庫県27,257戸、奈良県 5,400戸、和野山県 6,524戸、鳥取県 5,811戸、島根県 4,638戸、岡山県 6,525戸、広島県 8,180戸、山口県14,256戸、徳島県 7,061戸、香川県13,142戸、愛媛県12,182戸、高知県 3,019戸、福岡県29,387戸、佐賀県 9,509戸、長崎県 1,299戸、熊本県15,953戸、大分県 9,883戸、宮崎県 7,473戸、鹿児県7,057戸、沖縄県17,416戸
居住支援法人 の指定	511者 (47都道府県)	北海道30者、青森県4者、秋田県3者、岩手県9者、宮城県12者、山形県3者、福島県8者、茨城県5者、栃木県6者、群馬県6者、埼玉県12者、千葉県22者、東京都43者、神奈川県16者、新潟県3者、富山県3者、石川県7者、福井県6者、山梨県4者、長野県3者、岐阜県6者、静岡県9者、愛知県25者、三重県3者、滋賀県4者、京都府20者、大阪府83者、兵庫県21者、奈良県8者、和歌山県11者、鳥取県2者、島根県1者、岡山県11者、広島県7者、山口県5者、徳島県1者、香川県3者、愛媛県7者、高知県3者、福岡県35者、佐賀県4者、長崎県3者、熊本県14者、大分県9者、宮崎県2者、鹿児島県3者、沖縄県6者
居住支援協議会 の設立	114協議会	47都道府県 72市区町(札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直鞍地区(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)、久留米市、熊本市、合志市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町))
供給促進計画 の策定 ※家賃債務保証業者の登	45都道府県 19市町 鈴銀:84者	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、旭川市、盛岡市、いわき市、茂木町、さいたま市、西東京市、横浜市、川崎市、相模原市、長泉町、名古屋市、岡崎市、神戸市、加古川市、倉敷市、広島市、福岡市、熊本市、大分市

## セーフティネット住宅情報提供システム(H29.10.20運用開始)

国では、セーフティネット住宅をWeb上で検索・閲覧・申請できるとともに、事業者による登録申請や地方公共団体における登録事務などを支援するための「**セーフティネッ**ト住宅情報提供システム」※を広く提供。(平成29年10月20日より運用開始)



## セーフティネット登録住宅(専用住宅)への補助事業実施見込み自治体(R3.9時点)

令和3年9月時点の調査では、セーフティネット住宅の改修費が31団体、家賃低廉化等※が43団体で補助事業を実施 見込み。(※家賃低廉化37団体+家賃債務保証料等低廉化のみ実施6団体) ※R3.9アンケート等により確認

都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料等 低廉化
	札幌市			低無化
<b>₩</b>	網走市	0	0	<b>U</b>
北海道		0	© ©	0
丰木旧	音更町			
青森県	十和田市	0	0	0
岩手県	花巻市	0	0	0
宮城県	大崎市	0	0	
	(県)	0		
	山形市	0	0	
	鶴岡市	0	0	0
山形県	南陽市	0	0	0
	大石田町		0	
	舟形町	0		
	白鷹町	0	0	
	(県)	0	0	0
福島県	いわき市		0	0
	石川町	0		
栃木県	栃木市		0	
群馬県	前橋市	0		
埼玉県	さいたま市			0
イ共用	千葉市			0
千葉県	船橋市		0	
	(都)	0	0	0
	墨田区		0	0
東京都	世田谷区		0	
	豊島区	0	0	0
N/N AIV	練馬区	0	0	
	八王子市	0	0	0
	府中市			0
神奈川県	横浜市		0	0
静岡県	長泉町		0	

都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料等 低廉化
愛知県	名古屋市	0	0	0
发加乐	岡崎市	0		0
京都府	京都市		0	
<b>永</b> 和州	宇治市	0		
大阪府	(府)			0
	(県)	0	0	0
兵庫県	神戸市		0	
六年示	姫路市		0	
	神河町		0	
和歌山県	(県)	0		
	(県)	0	0	0
	鳥取市	0	0	<b>©</b>
鳥取県	米子市		<b>©</b>	<b>©</b>
	倉吉市	0	0	<b>©</b>
	南部町		<b>©</b>	
岡山県	倉敷市		0	
徳島県	(県)		©/O	
	東みよし町	0		
福岡県	福岡市	0	0	<b>©</b>
	(県)	0		
鹿児島県	薩摩川内市	0	0	
	徳之島町	0		
沖縄県	那覇市	0		
計		31	37	25
п		31		13

<sup>◎:</sup> 社総交又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金による支援を実施

〇: 都道府県単費による支援(市区町村への補助)を実施

## 【「令和4年度予算等】セーフティネット住宅に対する支援強化の主なポイント

## ポイント①

○ <u>子育て世帯等</u>については、SN住宅の家賃低廉化補助の対象世帯が拡大します。

## ポイント2

○ 低額所得者がSN住宅に住み替える場合には、引越し費用が補助対象になります。

## ポイント3

○ 土砂レッドゾーン等から<u>より安全な区域のSN住宅に移転</u>する場合は、<u>専用住宅でなくても引越</u> し費用が補助対象になります。<u>公営住宅から移転する場合の活用</u>も考えられます。

## ポイント4

○ 居住支援法人がSN住宅を借り上げて、<u>見守り支援付きの運営を行う場合</u>は、<u>改修期間中の借上</u> <u>げ費用が補助対象</u>になります。

### ポイント(5)

○ 災害時に<u>被災者向け住宅としての活用を想定するSN住宅</u>の場合は、<u>修繕費用が補助対象</u>になります。

### ポイント6

○ SN住宅の改修費補助について、<u>省工ネ改修や交流スペースの改修設置が補助対象</u>になります。

## セーフティネット登録住宅(専用住宅)の家賃低廉化支援等

ポイント①

セーフティネット登録住宅への家賃低廉化等について、子育て世帯等の対象を拡充する。特に、多子世帯については支援を強化する。(令和8年度までの時限措置)

(R3補正予算における拡充事項)

	子育て世帯等への支援強化	既存制度
事業主体		E料:家賃債務保証会社等
対象世帯	① 月収15.8~25.9万円(収入分位25~50%)の多子世帯 ② 月収15.8~21.4万円(収入分位25~40%)の子育て世帯、 新婚世帯	月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 等
住宅の 要件	床面積が40㎡以上であること (ひとり親世帯の場合は適用除外)	原則25㎡以上
低廉化の 対象	家賃、家賃債務保証料 <u>(いずれか)</u>	家賃、家賃債務保証料
補助率	国1/2+ 地	方1/2
補助限度額 (国費限度額)	家賃:2万円/戸·月 家賃債務保証料:3万円/戸	家賃:2万円/戸・月(三大都市圏4万円/戸・月等) 家賃債務保証料:3万円/戸
支援期間	<u>子育て世帯・多子世帯 :最大6年間</u> 新婚世帯 :最大3年間	管理開始から原則10年以内 (国費総額が240万円を超えない場合は最長20年間)
その他の 主な要件	原則として、賃貸人が当該住宅の入居者を公募すること	

### (世帯の定義)

・新婚世帯 : 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)を得て5年以内の世帯

・子育て世帯 : 子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)又は妊娠している者がいる世帯

・多子世帯 : 同居者に18歳未満の子どもが3人以上いる世帯

## セーフティネット登録住宅への住替え支援

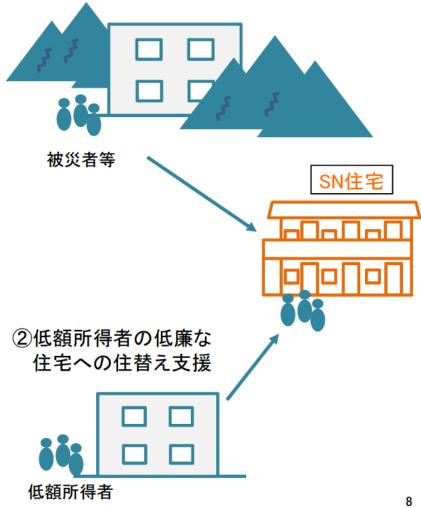
セーフティネット登録住宅への住替え費用に対して補助を行う。

(R4当初予算における拡充事項)

	セーフティネット登録住宅への住替え	に係る補助
事業主体	居住支援法人、居住支援協議会等	+ 4 4 2
対象世帯	①-1 災害リスクの高い区域 (土砂災害特別警戒区域、災害危険区域(建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る)) からの住替え ①-2 原形復旧を前提としない流域治水型の復旧事業を行う地域内の災害危険区域又は浸水被害防止区域からの住替え  月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯(原形復旧を前提としない流域治水型の復旧事業を行う地域の場合は、被災者)	ポイント2 ②低廉な家賃 のセーフティ を発替を を発替を でいる でいる場合 に限る 月収15.8万円 以下の世帯
対象住宅	登録住宅	専用住宅
補助対象	セーフティネット登録住宅への住替え費用	
補助率• 補助限度額	補 助 率: 国1/2+ 地方1/2 国費限度額: 5万円/戸	

## 【SN住宅への住替えのイメージ】

①災害リスクの高い区域や、原形復旧を 前提としない流域治水型の復旧事業 を行う地域からの早期の住替え支援



## セーフティネット登録住宅(専用住宅)の改修費支援

セーフティネット登録住宅(専用住宅)について、改修費に係る費用に対して補助を行う。

(赤字はR4当初予算における拡充事項)

	国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】	地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金等の内数】	
事業主体等		大家等	
補助対象 工事等	⑪居住支援協議会等が必要と認める改修工事	子育て世帯対応 (玄関の二重ロック化、ドアの指語め防止)	
補助率• 補助限度額	補 助 率:国1/3(地方公共団体を通じた補助の場合は国1/3+地方1/3) 国費限度額:50万円/戸 ・①②③④⑤⑧を実施する場合、50万円/戸加算 ・②のうちエレベーター設置工事を実施する場合、15万円/戸加算し、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室等を整備するための工事を行う場合は、補助限度額を100万円/戸加算する。 ・④を実施する場合で、子育て支援施設併設は、1,000万円/施設		
入居対象者	<ul><li>・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等</li><li>・低額所得者(月収15.8万円以下)</li><li>・被災者世帯 等</li></ul>	<ul><li>・子育で・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等(月収38.7万円以下)</li><li>・低額所得者(月収15.8万円以下)</li><li>・被災者世帯 等</li></ul>	
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額以下であること。 (入居者の家賃の額の要件は、収入分位が40%を超え50%以 下の場合の家賃算定基礎額を用いて設定する。)	・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。	
その他主な要件	<ul><li>・⑦を実施する場合、既にセーフティネット専用住宅として</li><li>・賃貸住宅供給促進計画を策定している自治体管内のセ</li></ul>		

## 居住支援法人制度の概要

## 居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

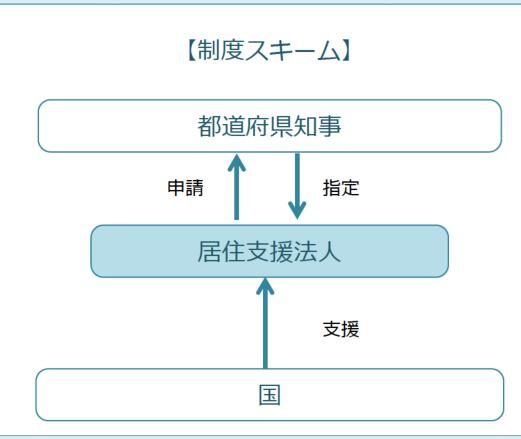
※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

## ● 居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人 (公益社団法人・財団法人を含む)
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

## ● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る 情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- 4 ①~③に附帯する業務
- ※ 居住支援法人は必ずしも①~④のすべての業務を行わな ければならないものではない。



## ● 居住支援法人への支援措置

- ・居住支援法人が行う業務に対し支援(定額補助、補助限度額1,000万円等)。
- ・「R4年度当初予算額] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業(11.1億円)の内数

## 居住支援協議会の概要

- ▶ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- ▶ 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

## 概要

## **(1)設立状況** 114協議会が設立(令和4年3月31日時点)

- 都道府県(全都道府県)
- 市区町(72市区町)

札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直鞍地区(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)、久留米市、熊本市、合志市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)

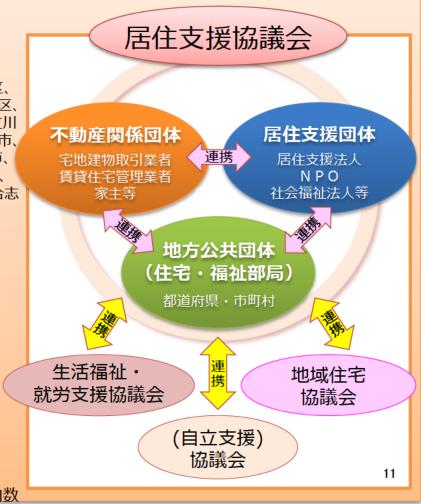
## (2)居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施 (住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等)
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

## (3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への 入居の円滑化に関する取り組みを支援 〔令和4年度予算〕

共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業(11.05億円)の内数



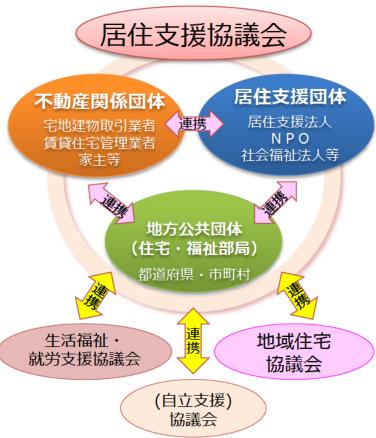
## 居住支援協議会等への活動支援

令和4年度当初予算:

共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(11.05億円)の内数 令和3年度補正予算:1億円

居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う(事業期間:令和2年度~令和6年度)

	居住支援協議会等活動支援事業
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または 地方公共団体等
補助対象 事業	<ul> <li>① 入居前支援(相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等)</li> <li>② 入居中支援(見守りや生活相談、緊急時対応等)</li> <li>③ 死亡・退去時支援(家財・遺品整理や処分、死後事務委任等)</li> <li>④ セミナー・勉強会等の開催(制度や取組等の周知普及)</li> <li>⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み</li> <li>⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備</li> </ul>
補助率・	定額
額	10,000千円/協議会等(なお、外国人の入居の円滑化に係る活動を行う場合、孤独・孤立対策としての見守り等を行う場合、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営を行う場合、アウトリーチ型による入居支援を行う場合または入居後支援を実施する団体との連携を行う場合は12,000千円/協議会等)



### 居住支援協議会

- ・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・設立状況:114協議会(全都道府県・72市区町)が設立(R4.3.31時点)

### 居住支援法人

- ・都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を 目的とする株式会社等を指定
- ·設立状況:511者(47都道府県)が指定(R4.3.31時点)

## サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

- 〇バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について都道府県等が登録を実施。
  - ※サービス付き高齢者向け住宅の登録制度は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)の改正により創設

(平成23年4月公布・同年10月施行)

〇料金やサービス内容など住宅に関する情報が事業者から開示されることにより、居住者のニーズにあった 住まいの選択が可能。

### 【登録基準】

ハード	○ <u>床面積は原則25㎡以上</u> ○ <u>構造・設備が一定の基準を満たすこと</u> ○ <u>バリアフリー構造であること</u> (廊下幅、段差解消、手すり設置)
サービス	○ <u>必須サービス: 安否確認サービス・生活相談サービス</u> ※その他のサービスの例: 食事の提供、清掃·洗濯等の家事援助
契約内容	〇長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること 〇敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと 等

## 【入居者要件】

•60歳以上の者 又は要支援・要介護認定者 等

### 【登録状況(R4.3末時点)】

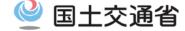
戸数	274,911戸
棟数	8,064棟

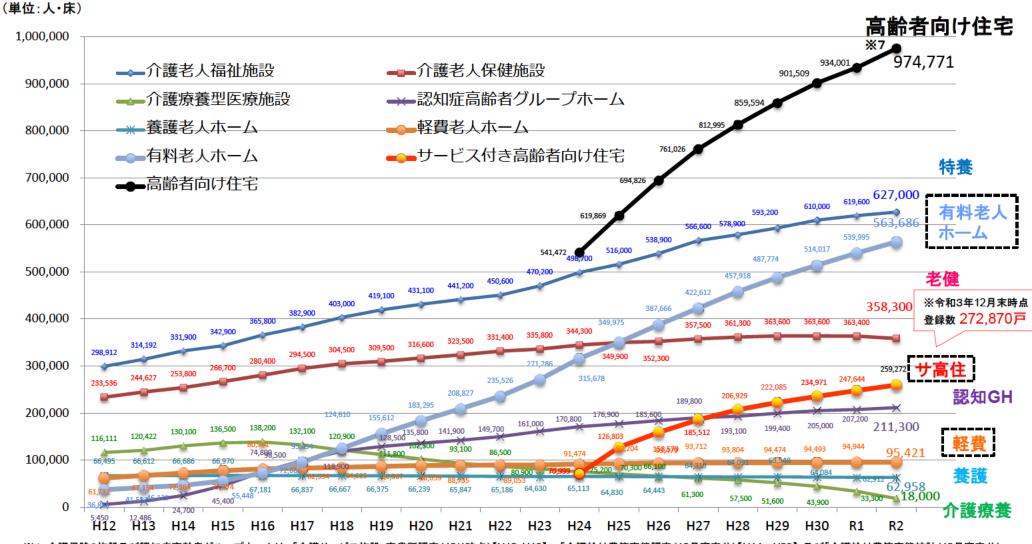
### 【併設施設】

診療所、訪問看護ステーション、 ヘルパーステーション、 デイサービスセンター など



## 高齢者向け住まい・施設の利用者数





※1:介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/1時点)【H12・H13】」、「介護給付費等実態調査(10月審査分)【H14~H29】」及び「介護給付費等実態統計(10月審査分) 【H30~】」による。

※2:介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を合算したもの。

※3:認知症高齢者グループホームは、H12~H16は痴呆対応型共同生活介護、H17~は認知症対応型共同生活介護により表示。(短期利用を除く)

※4:養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「社会福祉施設等調査(R2.10.1時点)」による。ただし、H21~H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24~は基本票の数値。(利用者数ではなく定員数)

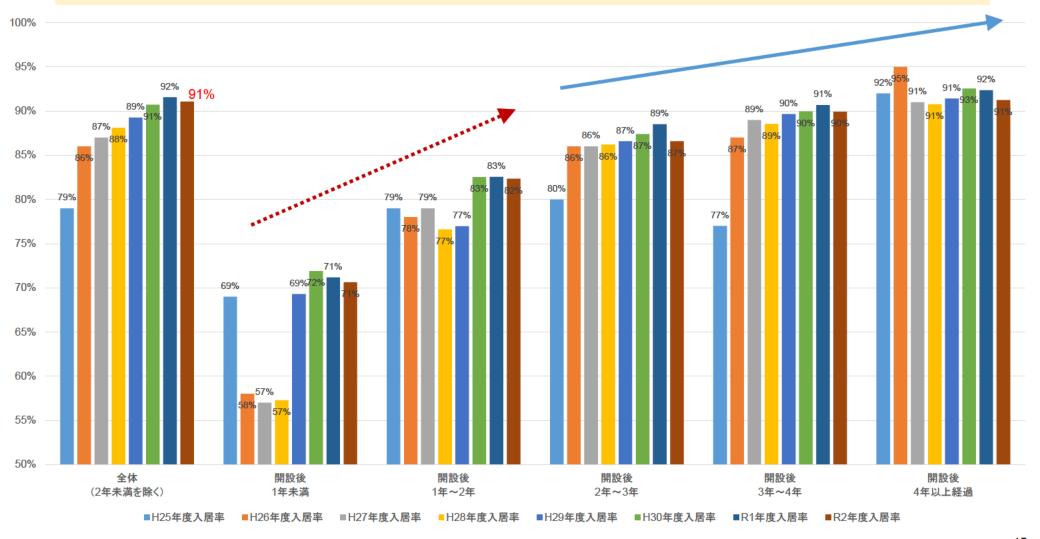
※5:有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(利用者数ではなく定員数)による。サービス付き高齢者向け住宅を除く。

※6:サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(R2.9.30時点)」による。(利用者数ではなく登録戸数)

※7:高齢者向け住宅: 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、高齢者向け優良賃貸住宅、シルバーハウジング

## サービス付き高齢者向け住宅の入居率

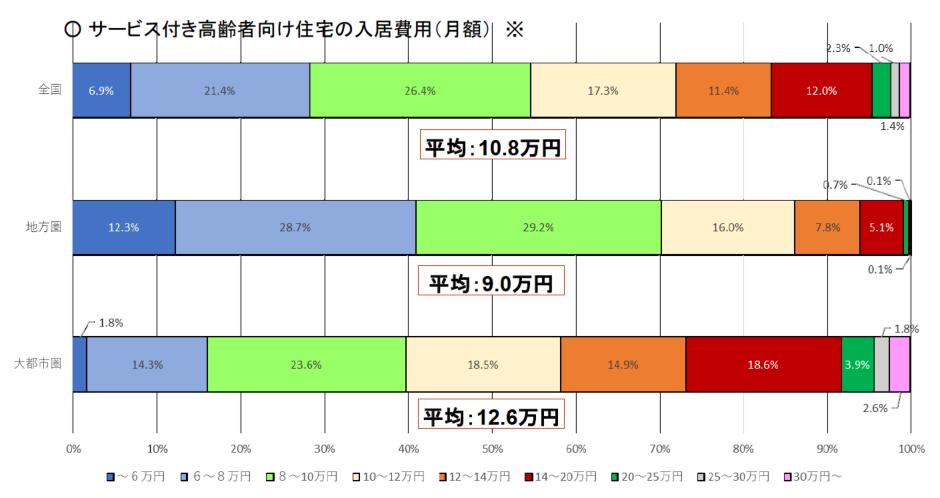
- 開設後2年程度は入居率が低い傾向にある。これは、高齢者向けの住宅は、付帯するサービスの確認や家族・ケアマネージャーとの調整、入居者の状況に応じた受入体制の確保などに一定の時間を要するためと考えられる。
- 開設後2年未満の住宅を除くと令和2年度の入居率は91%となっている。



※H25年度末~R2年度末で回収されたサービス付き高齢者向け住宅整備事業の定期報告を集計。

## サービス付き高齢者向け住宅の入居費用

## 家賃、共益費、サービス費(生活相談・見守り)を合計した入居費用は月額約11万円程度



<sup>※</sup>家賃・共益費・必須サービス(生活相談・見守り)費用の合計 ただし、必須サービス費用は、介護保険適用分(1割負担)を除く。

<sup>※</sup>令和3年8月末時点における登録情報による

<sup>※</sup>大都市圏:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県地方圏:その他の道県

## サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のための支援措置

下線部は令和4年度拡充、延長等

予算

#### 《スマートウェルネス住宅等推進事業: 令和4年度予算額 211.6億円》

「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。 補助期間は令和7年度まで。

<対 象> 登録されたサービス付き高齢者向け住宅等

<補助率等> 住宅:新築 1/10 (上限 70·120·135万円/戸)\*1

改修 1/3 (上限195万円/戸等)

既設改修<sup>\*2</sup> 1/3 (上限 10·35万円/戸 等)

高齢者生活支援施設 : 新築 1/10、改修 1/3、既設改修<sup>※3</sup> 1/3 (上限 1,000万円/施設)

※1 床面積等に応じて設定(ZEHレベルの整備の場合は1.2倍)、 ※2 IoT技術導入工事、バリアフリー改修工事、省工ネ改修工事、止水板設置等工事 等

※3 地域交流施設等の整備

### 《サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制》

税制

固定資産税	5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内に おいて市町村が条例で定める割合を軽減	令和5年3月31日までに
<b>不</b> 動	(家屋)課税標準から1,200万円控除/戸	取得等した場合に適用
不動産取得税	(土地)家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価格等を減額	

#### 《(独)住宅金融支援機構が実施》

〇サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資

「サービス付き高齢者向け住宅」として登録を受ける賃貸住宅の建設・改良に必要な資金、又は当該賃貸住宅とする中古住宅の購入に必要な資金を貸し付け

〇住宅融資保険の対象とすることによる支援

民間金融機関が実施するサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージ型住宅ローン(死亡時一括償還型融資)に対して、住宅融資保険の対象とすることにより支援

## スマートウェルネス住宅等推進事業

令和4年度当初予算額:211.6億円

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境(スマートウェルネス住宅)を実現す るため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット登録住宅の整備、先導的な住環境整備、子育て世帯等のための支援 施設等の整備を伴う市街地再開発事業及び子どもの安全・安心に資する共同住宅の整備等に対して支援。

### ①サービス付き高齢者向け住宅整備事業

○サービス付き高齢者向け住宅の整備費に対して支援を実施

【住宅】

新築 1/10等 (上限 70・120・135万円/戸※) ※床面積等に応じて設定 改修 1/3 ( F限 195万円/戸等) ZEHレベルの整備の場合は1.2倍 既設改修\* 1/3 (上限 10·35万円/戸等)

※IoT技術導入工事、バリアフリー改修工事、省工ネ改修、止水板設置等工事 等

【高齢者生活 支援施設】

新築 1/10(上限1,000万円/施設) 改修・既設改修※1/3(上限1,000万円/施設)

※地域交流施設等の整備

#### ②セーフティネット住宅改修事業 (住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業)

※社会資本整備総合交付金等による支援も実施

○既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合及びこれに子育て支援施設を併設する場合の改修費に対して支援を実施 補助率:1/3 補助限度額:50万円/戸 1,000万円/施設 等

対象工事:バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、間取り変更工事、「新たな日常」に対応するための工事、省工ネ改修工事

#### ③人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業

○介護予防や健康増進、多世代交流、子育て世帯への支援等を考慮した先導 的な住環境整備に係る取組として選定されるものに対して支援を実施

補助率:新築1/10、改修2/3、技術の検証等に係る費用2/3

#### 4 地域生活拠点型再開発事業

○子育て世帯等のための支援施設や住まいの整備を伴う市街地再開発事業等 に対して、集中的・重点的に支援を実施

補助率: 国1/3 (ただし地方公共団体の補助する額の1/2以内) 補助対象:調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費

#### ⑤子育で支援型共同住宅推進事業

○子どもの安全・安心や、子育て期の親同士の交流機会創出に資する共同住宅 整備(賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修)に対して支援を実施

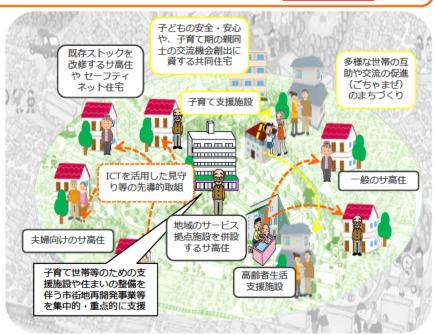
補助率:①「子どもの安全確保に資する設備の設置」:新築1/10、改修1/3 (上限100万円/戸)

②上記①と併せて、「居住者等による交流を促す施設の設置」:新築1/10、改修1/3 (上限500万円/戸)

※賃貸住宅の新築に対する補助の際は、上記②を必須とする。

<共通事項>○住宅・建築物の新築における省工ネ基準適合を原則要件化

○土砂災害特別警戒区域、(サ高住のみ) 浸水被害防止区域における住宅の新築を原則補助対象外



点線下線部は令和3年度補正予算における拡充事項 18 下線部は令和4年度予算における見直し・拡充事項

## サービス付き高齢者向け住宅整備事業の概要

令和4年度当初予算額:スマートウェルネス 住宅等推進事業211.6億円の内数

災害リスクへの対応や省エネ対策等の観点から、サービス付き高齢者向け住宅の整備費に対する支援を見直し・拡充する。

#### 要件

- 高齢者住まい法に基づくサ高住として10年以上登録すること
- 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないように定められていること
- 入居者からの家賃等の徴収方法が前払いによるものに限定されていないこと
- 〇 市町村のまちづくり方針と整合していること
- 〇 運営情報の提供を行うこと
- 入居者が、任意の事業者による介護サービスを利用できること
- 新築のサ高住の立地が、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域に原 則該当しないこと
- 新築及び改修のサ高住では、地方公共団体からサ高住に対して応急仮設住 宅又は福祉避難所としての利用について要請があったときは、協定締結等の 協議に応じること。また、発災時には、運営上支障がある等の特段の事情があ
- る場合を除き、地方公共団体と協議の上、要配慮者(原則としてサ高住入居資格を有する者)を受け入れること
  〇家賃の限度額は、所在市区町村に応じて設定した額(11.2~24.0万円/月)と
- すること。 〇 新築のサ高住は原則として省エネ基準に適合すること
- 市町村地域防災計画に位置づけられたサ高住について、避難計画を作成し、 避難訓練を実施すること

#### 予算のポイント

### 災害リスクへの対応の強化

- ○浸水被害防止区域における新築は 原則対象外
- 〇市町村地域防災計画に位置づけられたサ高住について、避難計画を作成し、避難訓練を実施することを要件化
- 〇既設のサ高住における止水板設置 等の整備を補助対象に追加

#### バリアフリー対応の強化

○車椅子使用者に必要な空間を確保し た便所や浴室等を設ける場合の補助 限度額を引き上げ

#### 省エネ・再エネ対策の強化

- 〇新築は原則として省エネ基準適合を要 件化
- OZEH相当水準で新築する場合の補助 限度額・補助率を引き上げ
- ○住戸部に対する省エネ改修工事を補助 対象に追加
- ○再エネ等設備の整備に対する補助枠を 新設

#### 孤独・孤立対策の強化

○既設のサ高住における交流スペースの 整備を補助対象に追加

### 補助内容の概要

下線部等は令和4年度から見直し・拡充した内容

<b>一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一</b>		<u>  L WK Dh 44</u>   C	上級即号はサ州年午及から元直し、加九した内台		
住宅		補助率	補助対象・限度額(※1)		
	床面積30㎡以上		135万円/戸(※2 <u>.3</u> )		
新築	床面積25㎡以上	1/10 <u>(¾4)</u>	120万円/戸 <u>(※3)</u>		
	床面積25㎡未満		70万円/戸 <u>(※3)</u>		
改修		1/3	195万円/戸(※5, 6)		
既設改修		1/3	(*7)		

- ※1 事業目的の達成のために必要な範囲を逸脱する華美又は過大な設備は補助対象外。
- ※2 住棟の全住戸数の2割を上限に適用し、住棟の全住戸数の2割を超える住戸の限度額は120万円/戸。ただし、入居世帯を夫婦等に限定する場合、上限に関わらず当該住戸の補助限度額は135万円/戸。
- ※3 ZEH相当水準の整備を実施する場合は限度額を1.2倍とし、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける場合は10万円/戸を上乗せする。
- ※4 ZEH相当水準の整備を実施する場合は3/26とする。
- ※5 改修は、共用部分及びバリアフリー化に係る工事、用途変更に伴い建築基準法等の法令に適合させるために必要となる構造・設備の改良に係る工事(高齢者住まい法上必要となる住宅設備の設置等)、省エネ性能の向上のための構造・設備の改良に係る費用、エレベーターの設置に係る費用、再生可能エネルギー等設備の設置に係る費用、調査設計計画に係る費用(既存ストック型サービス付き高齢者向け住宅に限る)に限る。
- ※6 限度額195万円/戸の適用と、調査設計計画費の補助対象への追加は、①階段室型の共同住宅を活用し、新たに共用廊下を設置する、②戸建住宅や事務所等を活用し、用途変更に伴い建築基準法等の法令適合のための工事が新たに必要となる、③車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける、④省エネ性能の向上のための構造・設備の改良を行うのいずれかの改修の場合のみ。その他の改修の場合は、新築と同じ限度額と補助対象が適用。
- ※7 既設改修は、IoT技術を導入して非接触での生活相談サービス等の提供を可能とする改修に係る費用(限度額10万円/戸)、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等の改修に係る費用(限度額150万円/戸)、止水板設置等の整備に係る費用(35万円/神)、省エネ性能の向上のための構造・設備の改修に係る費用(35万円/戸)、再生可能エネルギー等設備の設置に係る費用に限る。

### 高齢者生活支援施設

	補助率	限度額
改修· 既設改修 ( <u>**1)</u>	1/3	1,000万斤

※1 既設改修の場合において、地域交流施設等の 整備を補助対象に追加する。

1/10

※2 介護関連施設等の整備は補助対象外。

新築(※2)

再工ネ等設備(※)	

創設

	<b>補助</b> 华	限度額
太陽光パネル ・蓄電池	1/10	合わせて 4万円/戸
太陽熱温水器		2万円/戸

- ※ 以下の要件を満たす場合を補助対象とする。
  - ・全量自家消費であること ・災害後の停電時に電源が確保できる仕様であること
- ・災害後の停電時に電源が確保できる仕様であること ・やむを得ない場合を除き、災害時に地域住民へ電源を提供すること



# 総務省「デジタル活用支援推進事業」等について

令和4年9月

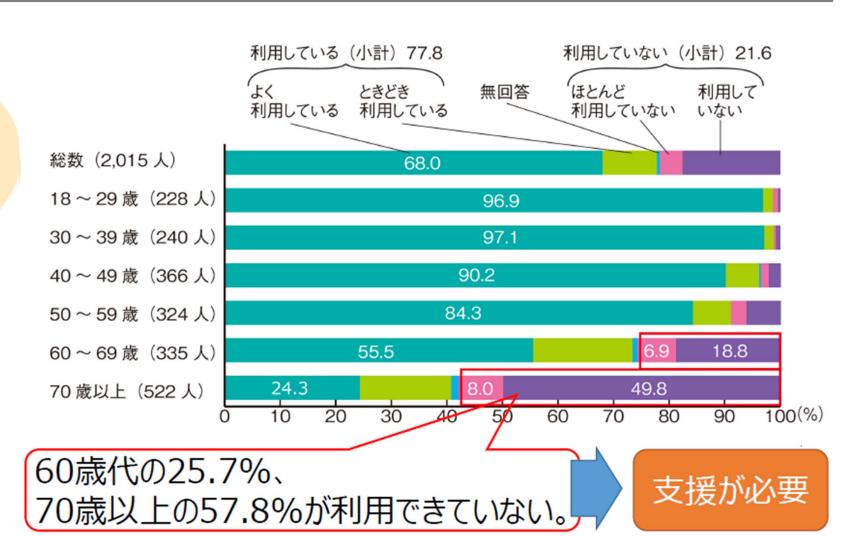
総務省四国総合通信局

## 高齢者におけるデジタルデバイドの現状

- 社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる方々と、そうではない方々の「デジタル格差」の解消が重要な政策課題となっている。
- 特に**スマートフォンは個人が手軽にオンライン手続きを行うことができるツールで**あり、必要とする人に十分な支援 を行き渡らせることが急務となっている。

問:あなたは スマートフォンや タブレットを 使用していますか?

2021年1月22日 内閣府広報室「情報通 信機器の利活用に関す る世論調査 |



## 高齢者等のデジタル活用における課題

- 新型コロナウイルスワクチンの接種予約が高齢者に優先的に実施されたところ、インターネットに不慣れな高齢者から電話予約が殺到し、電話がつながりにくくなるほか、自治体の窓口業務も混雑した例が見受けられた。
- 今後、マイナンバーカードを利用したオンライン行政手続きが主流になることが想定されている。スマートフォンの普及率が約70%であることを考慮すれば、スマートフォンは個人にとって手軽なオンライン行政手続きのツールであり、高齢者等がスマートフォンを使いこなせないことによって、上記のワクチン予約のような混乱が生じたり、あるいは、そのような高齢者等が公助から取り残される可能性がある。

宮崎日日新聞(2021年5月12日)

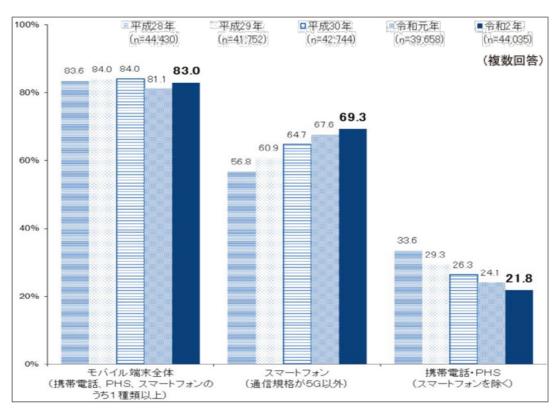
## 「ワクチン予約難しい」 ネット苦手な高齢者悲鳴

2021年5月12日

高齢者を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種予約を巡り、インターネットに不慣れな県内の高齢者から「予約がなかなかできない」と戸惑いの声が上がっている。県内14市町が電話と、ネットや無料通信アプリ「LINE」を併用して受け付けているものの、ネットを避ける高齢者からの電話予約が殺到し、つながりにくくなっているのも一



因。接種への"入り口"で混乱が生じている現状に、電話回線を増やしたり、ネット予約の 支援窓口を設けたりと、自治体は手探りで対応を続けている。 モバイル端末の保有状況(個人)(令和2年通信利用動向調査)



## デジタル活用支援推進事業の概要

- 新型コロナウイルス感染症により、「人と接触を避ける」オンラインでのサービスの利用拡大が求められている。しかし、高齢者はデジタル活用に不安のある方が多く、また、「電子申請ができること自体を知らない」等の理由によりオンラインによる行政手続き等の利用が進んでいない。
- このため、民間企業や地方公共団体などと連携し、高齢者等のデジタル活用に関するに不安の解消に向け、全国の携帯ショップ等で、オンラインによる行政手続き等のスマートフォンの利用方法に関する「講習会」を実施する。
- 令和2年度は全国11箇所で実証、令和3年度以降は本格的に事業を展開。

## (実施イメージ)

## 国 (総務省)



・デジタル活用支援の 活動に対する補助



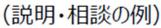
## 携帯ショップのスマホ教室等



デジタル格差解消を図るため、高齢者等の 身近な場所で、行政手続きや利用ニーズの 高い民間サービスの利用方法の助言や相談 などを実施。

## <事業実施団体(例)>

- ✓ 携帯キャリア (携帯ショップ)
- ✓ 地元ICT企業
- ✓ 社会福祉協議会
- ✓ シルバー人材センター



- マイナポータルの使い方
- ・オンラインによる診療や予約
- ·e-Taxの利用方法 等



## 令和4年度 デジタル活用支援推進事業

デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続等のスマートフォンの利用方法に対する説明・相談等の支援を行う「講習会」を令和3年度から全国の携帯ショップ等で実施。

(説明・相談の例)・マイナンバーカードの申請方法 マイナポータル、e-Tax、オンライン診療の使い方・スマートフォンの基本操作 インターネットの利用方法 など

令和3~7年度の5年間での実施を想定し、4年度以降は携帯ショップがない市町村(749市町村(※))を念頭 に講師派遣を実施。(※令和4年6月20日集計)

## 携帯キャリア等(都市部等)

## **令和3年度~** 講習会(全国展開型)



講習会等を行う拠点を全国に有しており、当該拠点で支援を実施する主体(携帯ショップを想定)

## 地域に根差した支援(地方)

## 令和3年度~

講習会(地域連携型)



地方公共団体と連携して、公民館等の 公共的な場所で支援を実施する主体 (地元ICT企業、社会福祉協議会等)

### 令和4年度~

デジタル活用支援推進事業講師の派遣



地域の担い手となる、高度なスキルを有するデジタル活用支援推進事業の講師を育成し、携帯ショップがない市町村など津々浦々に講師を派遣して支援を実施

令和3年度:約2,000箇所

今和4年度:約3,000箇所へ拡大

令和4年度新規事業として開始

## 四国における「デジタル活用支援推進事業」の取組等

- 四国内では、「デジタル活用推進事業」(全国展開型+地域連携型)の講習会について、令和3年度に37市 町村で開催、令和4年度には45市町(新規11)において開催予定(2カ年度で計48市町村において開催)。
- 今後、「講師派遣型」による講習会も開催される予定。

### 総務省デジタル活用支援推進事業の実施状況(四国管内)

全国展開型

携帯4キャリアが42市町(90筒所)で順次講習会開催中。

地域連携型

5者が16地域(自治体)で公民館、地域センター等において開催予定。

	実施主体 (下線はR3に引き続き実施)	実施地域[開催場所等]【講師】
徳島	e-とくしま推進財団	北島町 [役場庁舎] 【県事業のデジタル人材育成講座受講者】
香川		観音寺市、丸亀市、東かがわ市[公民館]
愛媛	(株)モバイルコム (携帯ショップ運営会社)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、久万高原町、砥部町 [公民館] 【ドコモショップスタッフ】
	松山市シルバー人材センター	松山市 [公民館] 【センター登録の高齢者人材】
	(株) <b>愛媛CATV</b>	松山市 [公民館、CATVショップ] 【CATVショップスタッフ】
高知	<b>(有)ゴクローサン</b> (携帯ショップ運営会社)	黒潮町 [集会所] 【ドコモショップスタッフ】

### **講師派遣型**

※令和4年8月末現在、審査・選定結果待ち。

### 愛媛県 デジタルデバイド事業との連携

- 県・市町の協働事業として、県内100箇所の郵便局で、 専用オンライン端末を使って無料でスマホ操作の方法 **等を相談できる窓口**を開設(楽天グループに委託)。 高齢者のデジタルデバイド解消に取り組む。
- 総務省「デジタル活用支援推進事業」(地域連携型) と上記事業で相互に周知協力する等連携。 住民が身近な場所において様々な形でスマホ等の使い方 等を相談できる持続可能なモデルづくりを目指す。





(↑出典:愛媛県報道資料)

(県・市町協働事業 周知チラシの例→)



県内100か所の郵便局\*1に

オンライン相談窓口を設置します

平日10時~17時まで(最終受付時間16時30分)



実施者 愛媛県·市町DX推進会議®2

## 令和4年度 四国における取組状況~「地域連携型」の例

◆徳島県北島町の例(実施主体:e-とくしま推進財団)



## スマホ体験教室

~スマホをもっと使いこなしたい方へ~

既にお持ちの方も、これから使いたい方も どなたでも参加OK!参加費は無料です!



日時







基本的な使い方から カメラ・地図の操作や LINEでのビデオ通話 マイナポイント取得まで 目指していきます!

※体験いただくスマホは準備します

9月12日~10月31日の間 毎週月曜日14:00~16:00

- 9月26日
- ③10月 3日
- ④ 10月17日
- ⑤ 10月24日
- ⑥10月31日

計6回連続しての受講をお願いします

#### 会場

会場名 北島町役場5階研修室 住 所 北島町中村字 L地23番地1

#### 募集

先着 10名 (定員になり次第、 締め切りとさせていただきます)

9月5日 8時20分から電話受付開始 申し込み先:北島町社会福祉課

Tel:088-698-9802

主催) 公益財団法人 e - とくしま推進財団

共催) 北島町

◆高知県黒潮町の例(実施主体:ゴクローサン)

## スマートフォン教室のお知らせ

スマホの基礎から、分かりやすく 理解できる無料教室です。 スマホを使った健康増進サービス 「健康パスポート」の活用まで、 楽しくいっしょにマナビましょう!





紙のパスポートから スマホへ切り替え!



おトクをたのしみながら健康な生活へ!

#### 【スマートフォン教室の実施内容と開催時間】



担当します

- ① [基礎講座]電源の入れ方、基本的な操作方法 10月3日 14:30~15:30
- ②【基礎講座】アプリのインストール方法 10月3日 15:40~16:40
- ③【応用講座】健康パスポートの使い方 11月7日 14:30~15:30
  - ※スマホをお持ちでない方には貸出しあります。
  - ※教室内で使うテキストは、持ち帰ることが出来ます。

開催日時:10月3日(月)・11月7日(月)

定員:10名様

開催場所:あったかふれあいセンターこぶし

事前申込み必要です

申込先:黒潮町役場 地域住民課 保健センター 電話:55-7373

講師派遣元:ドコモショップ四万十東店 電話:0880-34-5963

令和4年度利用者向けデジタル活用支援推進事業/実施事業者:有限会社ゴクローサン

## 地方公共団体による独自の取組の推進

【参考】地域社会のデジタル化を強力に推進するため、令和3年度に引き続き 令和4年度においても、地方財政計画に「地域デジタル社会推進費」を 2,000億円計上

## 地域におけるデジタル活用支援の取組例

○公民館等で地域おこし協力隊等を 講師とした出張講座の開催や相談対 応の実施などのアウトリーチ型支援



<地域運営組織等による場の設定>

#### (講座内容)

- ・デジタル機器や基本 アプリの使用法
- ぴったりサービスを利用した行政手続のオンライン申請方法等

### (講師)

- 地域おこし協力隊、 集落支援員(OB・ OG含む)等
- 民間事業者等から の派遣

○地域の担い手等のスタッフによる サポートを受けられる場づくり

#### 【取組のイメージ】

- 毎週●曜日■時~▲時、「デジタルふれあい カフェ |を開催
- 会場は地域の拠点施設や飲食店等
- スタッフとして、地域の携帯ショップ等のスタッフ や学生等住民からボランティアを募集
- スタッフによる支援、参加者同士の教え合い
- Wi-Fiを設置、また、参加者自らスマホ決済での購入体験





※ このほかにも、地域の民間事業者やNPO等への委託、住民に身近な各種団体との連携、地域活性化起業人(企業人材派遣制度)の活用による実施

## 国事業の枠組みの活用



- ○講座の講師となる者や相談対応をする者の育成のため、国事業の研修の受講や講師用教材の活用
- ○地方公共団体からの依頼に基づく、国事業の講師の派遣
- ○国事業において作成する、一般の受講者向けの教材・動画の活用
- ○近隣の携帯電話ショップ等において国事業の講座等が実施される場合の周知広報の協力





## 【参考】デジタル活用支援推進事業ポータルサイト

- 本事業を周知広報するため、「デジタル活用支援推進事業」を表すロゴマークを制作、ポータルサイトの構築、チラシ・ポスター等の作成・配布、政府広報テレビ番組の作成等を実施の公募情報、FAQ、実施ガイドライン、研修実施要領等は、HPに掲載。
- 講習会等の開催情報や教材・動画等の閲覧も可能。



HOME

講習会

票準教材・動画

業説明

地方公共団体の方々



同ポータルサイトでは、

- ①受講者向け、
- ②地方公共団体向け、
- ③事業実施団体(講師)向けのように、閲覧者の目的・関心に応じた情報を提供。



デジタル活用支援講習会の検索

「デジタル活用支援講習会」の開催 場所を調べることができます。 標準教材・動画

講座で使用する教材の入手や、スマ ホ講座の動画の視聴ができます。 ポータルサイト

(https://www.digi-katsu.go.jp/)

## 考

## 地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証

## 医療・ヘルスケア分野の事例

#### 【5G活用モデルの動画のご紹介】

5G活用モデルの創出

5Gの活用モデルの創出に向けた総務省の取組を紹介します。

実証試験概要・報告書 ダイジェスト スマートオフィス・テレワーク セキュリティ・防災

交通

#### 医療



平成30年度5G総合実証

医療・救急

平成29年度5G総合実証



遠隔医療





令和2年度ローカル5G開発実証



動画 介護支援・生活支援

令和元年度5G総合実証





令和元年度5G総合実証

https://go5g.go.jp/carrier/

こちらから医療分野の5G活用モデルの動画がご覧になれます→

## 令和4年度 課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証 採択状況

- 令和4年度実施事業については、6月30日まで公募を実施し、外部の有識者を構成員とした評価会等の結果 を踏まえ、対象となる提案を選定(8月5日に公表)
- 20件採択中、4件が医療・ヘルスケア分野。(うち、1件は四国(徳島県)で実施)

件名	代表機関	主たる実施地域
ローカル5Gを活用した地域モビリティによる遠隔高度医療サービス提供に関する実証	東日本電信電話株式会社	北海道岩見沢市
ローカル5Gを活用した院内外の次世代薬剤トレーサビリティ及び医療従事者の業務改善の実現	東日本電信電話株式会社	群馬県前橋市
ローカル5Gを活用した大都市病院間の広域連携による救命救 急医療の強靭化と医師の働き方改革の実現	トランスコスモス株式会社	神奈川県川崎市
高精細映像伝送による院内ICU等の遠隔モニタリング及び救急 医療連携の高度化に関する実証	株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ経営研究所	徳島県徳島市

https://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/01ryutsu06\_02000325.html

https://www.mri.co.jp/news/public\_offering/20220725.html#02 採択された実証事業企画の概要は、後日、本ページにて公開予定です。

### 大都市病院における視覚情報共有・AI解析等を活用したオペレーション向上による医療提供体制の充実・強化の実現

神奈川県川崎市 実施体制 実証地域 トランスコスモス(株)、(株)NTTドコモ、聖マリアンナ医科大学、川崎市 (聖マリアンナ医科大学病院) (下線:代表機関) 我が国では、救急・災害医療体制の強化が求められている一方、特に年間2,000件以上の救急搬送を受け入れている医療機関では、医師不足・長時間労働 という課題が存在。 実証概要 病院内の夜間急患センターにおいて、ローカル5Gを活用した、視覚情報共有(患者の状況を、病院内の関係部署へ伝送し情報共有)、気管内チューブ 等位置AI判定、遠隔CT画像共有、大容量X線動画データ転送に関する実証を実施。 持続可能な地域医療構想の構築を実現。 視覚情報共有のための伝送遅延時間は、小型4Kカメラ、スマートグラスでは性能要件に定めた概ね1秒以内を達成し、遠隔での情報共有の有効性を確 主な 認。また、胸部単純X線写真(レントゲン)のAI画像判定の有効性の他、容量700MBのX線動画データを連続的に転送することにも成功。 成果 ローカル5Gの活用により、業務の効率化、医療の高度化に寄与し、医療提供体制の強化への貢献できる可能性を確認。 病院における28GHz帯の建物侵入損を考慮した電波伝搬モデルの精緻化や、電波反射板を用いた28GHz帯での病院内の不感地帯解消及び隣接する 技術実証 他者土地への漏洩電力の抑制の検証を実施。 周波数: 4.5GHz帯(100MHz)、28GHz帯(400MHz) (キャリア5G) 構成: NSA方式 利用環境:屋内 外壁の建物侵入損は一般的な壁面(20.1dB)より小さい17.2dB程度であるものの、建物内の複数壁面の影響によりカバーエリアが概ね建物内にお 主な さまることを確認。基地局からの方向別に、内壁の枚数や素材等を考慮して建物侵入損を設定することを提案。 成果 電波反射板の活用により不感地帯においてULスループットの改善を確認。 今後の 令和4年度は、聖マリアンナ医科大学病院の新棟建設にあわせ、ローカル5G実装に向けた調整を実施。令和5年度には、使用ツールの最適化を行い、利便 展開 性を向上させる。令和6年度に他の医療機関等へのテスト導入等を通じた実績を積み、令和7年度以降、全国の医療機関への積極的な展開を図る。 360度カメラ・スマートグラス等を活用した視覚情報共有 気管内チューブ等位置AI判定 遠隔CT画像共有 救急外来診療現場 院内患者移動中ストレッチャー X線画像を電子カルテ 等で確認する際に、 4Kカメラ・スマートグラスで撮影し AI判定

## 視覚情報共有

指令室全体用モニター



((y)) 5G



ナースステーション





たCT画像をリアルタイムに共有。



CT検査室

遠隔で診断